

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する

政令案 新旧対照条文 目次

○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）（第一条関係）	1
○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）（第二条関係）	3
○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）（第三条関係）	45
○ 船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）（抄）（第四条第一号関係）	47
○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第四条第二号関係）	48
○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第四条第三号関係）	49
○ 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）（抄）（第五条関係）	50
○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（第六条関係）	88
○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第一百十六号）（抄）（第七条関係）	145
○ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百八十号）（抄）（第八条関係）	156
○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）（第九条関係）	164
○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第十条関係）	165

改 正 案	現 行
<p>（特別積立金）</p> <p>第十九条 組合は、毎年度（事業開始の初年度を除く。）末日において、<u>第一号及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。</u></p> <p>一 当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）<u>第五条第七項に規定する組合特別調整補助金を除く。</u>次号、次項及び次条第三項において同じ。）（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十二分の二に相当する額</p> <p>二 （略）</p> <p>2 組合は、事業開始の初年度の末日において、<u>第一号及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）</p>	<p>（特別積立金）</p> <p>第十九条 組合は、毎年度（事業開始の初年度を除く。）末日において、<u>第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。</u></p> <p>一 当該年度内に請求を受けた保険給付に関する費用の総額から当該年度における法第七十三条第一項の規定による補助金（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）<u>以下「算定政令」という。</u>）<u>第五条第六項に規定する組合特別調整補助金を除く。</u>次号、次項及び次条第三項において同じ。）（療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用に係るものに限る。）の額を控除した額の十二分の二に相当する額</p> <p>二 （略）</p> <p>2 組合は、事業開始の初年度の末日において、<u>第一号に掲げる額及び第二号に掲げる額の合算額を特別積立金として積み立て、翌年度末日まで据え置かなければならない。</u></p> <p>一・二 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）</p>

第二十九条の四の四 (略)

2 国民健康保険の世帯主等が計算期間において国民健康保険の世帯主等でなくなり、かつ、当該国民健康保険の世帯主等でなくなつた日以後の計算期間において高齢者医療確保法第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二条及び前項の規定を適用する。

3 (略)

附則

(協議会を組織する委員の特例)

第一条の二 協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に高齢者医療確保法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

第二十九条の四の四 (略)

2 国民健康保険の世帯主等が計算期間において国民健康保険の世帯主等でなくなり、かつ、当該国民健康保険の世帯主等でなくなつた日以後の計算期間において高齢者医療確保法第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二条及び前項の規定を適用する。

3 (略)

附則

(協議会を組織する委員の特例)

第一条の二 協議会は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する委員に法附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）（第二条関係）

（網掛は国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（平成二十九年政令第五十三号）により改正）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（組合に対する補助）</p> <p>第五条 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 イ及びロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>イ 額</p> <p>(1) に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額</p> <p>(1) 給付額（療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額をいう。次項において同じ。）</p> <p>(2) 次項に規定する特定給付額</p>	<p>（組合に対する補助）</p> <p>第五条 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 イに掲げる額とロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>イ 療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者（以下「組合特定被保険者」という。）のうち厚生労働大臣の定める組合の被保険者であつて常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（ロにおいて「指定組合特定被保険者」という。）に係る療養の給付に要し</p>

ロ (1)に掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（第四項及び第五項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額）から(3)に掲げる額を控除した額

(1) 納付費用額（前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）をいう。第三項において同じ。）

(2) 当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて得た額及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から、当該組合の被保険者であつて組

た費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額（次項において「指定組合特定被保険者給付額」という。）を除く。）から次項に規定する特定給付額を控除した額

ロ 前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額とし、指定組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある場合には、指定組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（第三項において「指定組合特定被保険者納付費用額」という。）を除く。）から同項に規定する特定納付費用額を控除した額

合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額にから付録第一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて得た額を控除した額)

(3) 第三項に規定する特定納付費用額

ハ 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額（厚生労働省令で定める基準となる年度における組合の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。第五項第三号二(1)及び第四号において同じ。）の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

(表略)

二 (略)

三 第三項に規定する特定納付費用額に第五項に規定する特定割合を乗じて得た額

2 | 法第七十三条第一項第一号イに規定する特定給付額（第四項において「特定給付額」という。）は、各組合につき、当該年度における組合特定被保険者に係る給付額とする。

3 | 法第七十三条第一項第一号ロに規定する特定納付費用額（第五項において「特定納付費用額」という。）は、各組合につき、当該年度における組合特定被保険者に係る納付費用額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額とする。

ハ 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額（厚生労働省令で定める基準となる年度における組合の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。第四項第二号ロ（附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において同じ。）の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

(表略)

二 (略)

三 第三項に規定する特定納付費用額に第四項に規定する特定割合を乗じて得た額

2 | 法第七十三条第一項第一号イに規定する特定給付額は、各組合につき、当該年度における組合特定被保険者に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額（指定組合特定被保険者給付額を除く。）とする。

3 | 法第七十三条第一項第一号ロに規定する特定納付費用額（次項において「特定納付費用額」という。）は、各組合につき、当該年度における組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当す

4 法第七十三条第二項に規定する特定給付額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定給付額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）に係る特定給付額に係る部分 零
- 二 組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。次項第二号及び第三号において同じ。）に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額に係る部分 零
 - イ 被用者保険等保険者である組合以外の組合 給付費割合（高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同項第一号に掲げる額の割合をいう。次項第二号及び第三号において同じ。）
 - ロ 被用者保険等保険者である組合 付録第一の式により算定した割合
- 三 前二号に掲げる部分以外の部分 千分の百三十

4 額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額）として厚生労働省令で定めるところにより算定した額（指定組合特定被保険者納付費用額を除く。）とする。

4 法第七十三条第一項第二号の特定割合は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合とする。

- 一 第二項に規定する特定給付額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額に健康保険法第五十三条第一項に規定する給付費割合（次号において「給付費割合」という。）を乗じて得た額（次号ロにおいて「前期高齢者交付金給付費相当額」という。）を控除した額）に係る特定割合 千分の百三十
- 二 特定納付費用額に係る特定割合 次のイ及びロに掲げる区分に応じ、それぞれ当該イ及びロに定める割合
 - イ 特定納付費用額のうち前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額に給付費割合を乗じて得た額に係る特定割合 千分の百三十
 - ロ 特定納付費用額のうち給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金がある場合には、特定納付費用額に係る前期高齢者交付金の額に相当する額から前期高齢者交付金給付費相当額を控除した額を控除した額）に係る特定割合 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	千分の百六十四
百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一

- 5) 法第七十三条第二項に規定する特定納付費用額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定納付費用額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 一 指定組合特定被保険者に係る特定納付費用額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 零
 - 二 組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額に係る部分 千分の百三十
 - イ 被用者保険等保険者である組合以外の組合 給付費割合

(新設)

二百四十万円以上	千分の百三十
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七

-
- ロ 被用者保険等保険者である組合 付録第一の式により算定した割合
- 三 次のイ及びロに掲げる特定納付費用額の部分（前期高齢者交付金がある場合には、イ及びロに掲げる特定納付費用額の部分からハに掲げる特定納付費用額の部分を除く。） 二に掲げる割合
- イ 組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
- (1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 一から給付費割合を控除した割合
- (2) 被用者保険等保険者である組合 一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合
- ロ 組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分
- ハ 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
- (1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 一から給付費割合を控除した割合
- (2) 被用者保険等保険者である組合 一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合
- 二 次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合
- (1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 次の表の上
-

欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	千分の百六十四
百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
二百万円以上二百十万円未満	千分の百十五
二百十万円以上二百二十万円未満	千分の八十四
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の五十五
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の二十七
二百四十万円以上	零

四) (2) 被用者保険等被保険者である組合 零
 前三号に掲げる部分以外の部分 次の表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ

同表の下欄に掲げる割合

百五十万円未満	千分の百六十四
百五十万円以上百六十万円未満	千分の百六十一
百六十万円以上百七十万円未満	千分の百五十七
百七十万円以上百八十万円未満	千分の百五十四
百八十万円以上百九十万円未満	千分の百五十
百九十万円以上二百万円未満	千分の百四十七
二百万円以上二百十万円未満	千分の百四十四
二百十万円以上二百二十万円未満	千分の百四十
二百二十万円以上二百三十万円未満	千分の百三十七
二百三十万円以上二百四十万円未満	千分の百三十三
二百四十万円以上	千分の百三十

6| 9| (略)
 10| 組合が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合においては、国は、第一項、第八項及び前項の規定により当該組合に対して補助すべき額を減額することができる。

5| 8| (略)
 9| 組合が確保すべき収入を不当に確保しなかつた場合においては、国は、第一項、第七項及び前項の規定により当該組合に対して補助すべき額を減額することができる。

11| (略)

(事務の区分)

第十七条 第三条第一項及び第二項（これらの規定を第五条第十一項及び附則第三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

第五条から第七条まで 削除

(削る)

10| (略)

(事務の区分)

第十七条 第三条第一項及び第二項（これらの規定を第五条第十項及び附則第三条第二項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則

第五条 削除

(概算療養給付費等拠出金に係る標準報酬総額の補正)

第六条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）に基づく共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団（以下この条において「共済組合等」という。）の法附則第十二条第一項に規定する当該年度の標準報酬総額は、それぞれ、当該共済組合等の組合員又は私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法による短期給付に関する規定が適用されない者並びに私立学校教職員共済法附則第二十項の規定により健康保険法による保険給付のみを受けることができることとなつた者を除く。以下この条において「組合員等」という。）の標準報酬の月額等（国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬（以下「標準報酬」という。）の月額又は私立学校教職員共済法に規定する標準

報酬月額（以下「標準報酬月額」という。）をいう。以下この条及び次条において同じ。）の当該年度の合計額の総額（当該共済組合等の組合員等の標準報酬の月額等が標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員等がある場合にあつては、当該共済組合等の組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額）と国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法に規定する標準期末手当等の額又は私立学校教職員共済法に規定する標準賞与額の当該年度の合計額の総額とを合算して得た額とする。

一 当該年度の厚生労働省令で定める基準となる月（以下この項において「基準月」という。）における標準報酬の月額等が標準報酬の等級又は標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員等の当該標準報酬の月額等の基礎となつた報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法の規定による標準報酬月額の合計額と同年度の基準月における標準報酬の月額等が標準報酬の等級又は最低等級の最高等級又は最低等級に属する組合員等以外の組合員等の当該標準報酬の月額等の合計額とを合算した額

二 当該年度の基準月における当該共済組合等の組合員等の標準報酬の月額等の合計額

2 | 健康保険法の規定による標準報酬月額の等級又は標準報酬の等級若しくは標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度における前項に規定する共済組合等の組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額については、当該共済組合等の組合員等の標準報酬の月額等の当該年度の合計額の総額を当該年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項に

(削る)

(被用者保険等保険者の合併等の場合における拠出金の額の算定の特例)

第八条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第二条第一項(同項第二号イ及び第三号イを除く。)から第四項までの規定は、法附則第十六条において準用する高齢者医療確保法第四十一条の規定による合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者(高齢者医療確保法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)、合併若しくは分割後存続する被用者保険等保険者又は解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者に係る拠出金(法附則第十條第一項に規定する拠出金をいう。次条において同じ。)の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同

において「改定月」という。)の前月までの期間に係る額と改定月から当該年度の三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき前項の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額の合算額とする。

第七条 法附則第十条第三項に規定する厚生労働大臣が定める組合の法附則第十二條第一項に規定する当該年度の標準報酬総額は、同項の組合ごとの標準報酬の月額等又は標準期末手当等の額若しくは標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるもの(以下この条において「組合員の報酬」という。)の当該年度の合計額の総額を、組合員の報酬の内容に応じ、前条の規定による標準報酬総額の補正の方法を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより補正して得た額とする。

(被用者保険等保険者の合併等の場合における拠出金の額の算定の特例)

第八条 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)第二条第一項(同項第二号イ及び第三号イを除く。)から第四項までの規定は、法附則第十六条において準用する高齢者医療確保法第四十一条の規定による合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者(法附則第十條第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。)、合併若しくは分割後存続する被用者保険等保険者又は解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者に係る拠出金(法附則第十條第一項に規定する拠出金をいう。次条において同じ。)の額の算定の特例について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に

表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第二条第一項	
(略)	前期高齢者交付金及び法第三十六條第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)	(略)	した被用者保険等保険者(法第七條第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)、
(略)	国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十條第一項に規定する拠出金(以下「拠出金」という。)	(略)	した被用者保険等保険者(法第七條第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)、

掲げる字句に読み替えるものとする。

		第二条第一項	
成立保険者等の	前期高齢者交付金及び法第三十六條第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)	保険者又は解散をした保険者の権利義務を承継した保険者(以下「成立保険者等	した被用者保険等保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十條第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)、
の	同項に規定する拠出金(以下「拠出金」という。)	被用者保険等保険者又は解散をした被用者保険等保険者の権利義務を承継した被用者保険等保険者(以下「成立被用者保険等保険者等	した被用者保険等保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十條第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。)、

第二号 第二條第一項		第二号 第二條第一項	第二号 第二條第一項	承継した被用者 保険者	次のイ及びロに 掲げる額の区分 に応じ、それぞ れイ及びロに	保険者	第二号 第二條第一項	第二号 第二條第一項	(略)
									(略)
次のイ及びロに 掲げる額の区分 に応じ、それぞ ろに		する被用者 保険等保険者	する被用者 保険等保険者	承継した被用者 保険等保険 者	次のイ及びロに 掲げる額の区分 に応じ、それぞ れイ及びロに	被用者 保険等保険者	第二号 第二條第一項	第二号 第二條第一項	(略)

第三号 第二條第一項		第二号 第二條第一項	第二号 第二條第一項	承継した被用者 保険者	次のイ及びロに 掲げる額の区分 に応じ、それぞ れイ及びロに	保険者	第二号 第二條第一項	第二号 第二條第一項	前期高齢者交付 金に係る債権の 額又は前期高齢 者納付金等に係 る債務
									被用者 保険等保険者
次のイ及びロに 掲げる額の区分 に応じ、それぞ ろに		被用者 保険等保険者	被用者 保険等保険者	承継した被用者 保険等保険 者	次のイ及びロに 掲げる額の区分 に応じ、それぞ れイ及びロに	保険者	第二号 第二條第一項	第二号 第二條第一項	被用者 保険等保険者

							第二号ロ	第二条第一項	
							第二条第二項		
(略)	(略)	「同年度」	概算前期高齢者 交付金	(略)	(略)	成立保険者等	保険者	れイ及びロに	
(略)	(略)	「前々年度」	概算療養給付費等拠出金	(略)	(略)	成立被用者保険等保険者等	被用者保険等保険者		

							第二号ロ	第二条第一項	
							第二条第二項		
した保険者	確定前期高齢者 交付金		概算前期高齢者 交付金	法第三十三条第 一項ただし書	の前期高齢者交 付金	成立保険者等	前項ただし書	れイ及びロ	
した被用者保険等保険者	確定療養給付費等拠出金		概算療養給付費等拠出金	同法附則第十一条第一項た だし書	の国民健康保険法附則第十 条第一項に規定する療養給 付費等拠出金（以下「療養 給付費等拠出金」という。 ）	成立被用者保険等保険者等	算定政令附則第八条におい て準用する前項ただし書		

			第二條第四項			第二條第三項			
概算前期高齢者 交付金	(略)	(略)	(略)	(略)		成立保険者等	(略)	(略)	(略)
概算療養給付費等拠出金	(略)	(略)	(略)	(略)		成立被用者保険等保険者等	(略)	(略)	(略)

			第二條第四項			第二條第三項				
概算前期高齢者 交付金	法第三十三條第一項ただし書	の前期高齢者交付金	成立保険者等	前期高齢者交付金	成立保険者等	同項	前項	当該分割時における加入者の数	当該保険者	する保険者
概算療養給付費等拠出金	国民健康保険法附則第十一条第一項ただし書	の療養給付費等拠出金	成立被用者保険等保険者等	療養給付費等拠出金	成立被用者保険等保険者等	同条において準用する同項	算定政令附則第八條において準用する前項	当該分割が行われた月の標準報酬総額に相当する額	当該被用者保険等保険者	する被用者保険等保険者

						「同年度」
						「前々年度」

(支払基金の退職者医療関係業務に関する高齢者医療確保法の規定の読替え)
 第十条 法附則第十九条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百十条	高齢者医療確保法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
保険者			
被用者保険等保険者			

(支払基金の退職者医療関係業務に関する高齢者医療確保法の規定の読替え)
 第十条 法附則第十九条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百十条	高齢者医療確保法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
保険者			
被用者保険等保険者(国民			

		(削る)	第百四十二条
	、被用者保険等保険者		、保険者 毎年度、加入者数、特定健康診査等の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項に関する報告を求めるほか、第百三十九条第一項第一号に規定する保険者から前期高齢者納付金等を徴収する業務及び同項第二号に規定
	国民健康保険法（以下「法」という。）附則第十七条第一号に掲げる業務		

		第百四十一条第二項	第百四十二条
	被用者保険等保険者	前項	保険者 加入者数、特定健康診査等の実施状況
	健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者をいう。法附則第十九条において準用する第百四十二条において同じ。	法附則第十九条において準用する前項	第百三十九条第一項第一号に規定する保険者から前期高齢者納付金等を徴収する業務及び同項第二号に規定する保険者から後期高齢者支援金等を徴収する業
	法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額	被用者保険等保険者	法附則第十七条第一号に掲げる業務

(削る)	(略)	(削る)	(削る)	(略)	する保険者から 後期高齢者支援 金等を徴収する 業務
	(略)			(略)	
	(略)			(略)	

第四百四十六條 第二項	第四百四十六條 第一項	第四百四十五條 第三項	第四百四十五條 第二項	第四百四十三條	務
前項	(第四百三十九條 第二項に規定す る業務を除く。 次項及び次條第 一項において同 じ。)に關し	前項	前項	第三百三十九條第 一項各号に掲げ る業務ごとに、 その他	
法附則第十九條において準 用する前項	に關し	同條において準用する前項	法附則第十九條において準 用する第一項	その他	

(削る)	(削る)	(削る)	<p>第四百四十六條 第三項</p>
			<p>第三百二十九條第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及び同項第二号に規定する後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務又は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務</p>
			<p>法附則第十七條第二号に掲げる業務</p>

<p>第四百四十七條 第四項</p>	<p>第四百四十七條 第三項</p>	<p>第四百四十七條 第二項</p>	<p>第四百四十六條 第三項</p>
<p>前項ただし書</p>	<p>第一項</p>	<p>前項</p>	<p>第一項 第三百二十九條第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及び同項第二号に規定する後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務又は同条第二項の規定により認可を受けて行う業務</p>
<p>法附則第十九條において準用する前項ただし書</p>	<p>法附則第十九條において準用する第一項</p>	<p>法附則第十九條において準用する前項</p>	<p>法附則第十九條において準用する第一項 法附則第十七條第二号に掲げる業務</p>

(削る)	第百四十八条		(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
	前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金						
	法附則第七条第一項に規定する療養給付費等交付金						

第百五十条	第百四十八条	第百四十七条第十項	第百四十七条第九項	第百四十七条第八項	第百四十七条第七項	第百四十七条第六項	第百四十七条第五項及び第六項
第百四十七条第一項	前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金	前項	前項	前項	前項	前項	第一項
法附則第十九条において準用する第百四十七条第一項	法附則第十九条において準用する前条	法附則第十九条において準用する前項	法附則第十九条において準用する前項	法附則第十九条において準用する前項	法附則第十九条において準用する前項	法附則第十九条において準用する前項	法附則第十九条において準用する第一項

第百六十八條		第百六十八條 第一項第一号	(略)		(削る)	(削る)	第百五十一條	
第百四十二條	同項	第百三十四條第 二項	(略)				この章	
法附則第十九條において準	法附則第十六條において準 用する同項	法附則第十六條において準 用する第百三十四條第二項	(略)				この章(第百三十九條及び 第百五十三條を除く。)	

		第百六十八條 第一項	第百五十四條		第百五十二條 第二項	第百五十二條 第一項	第百五十一條	
第百四十二條	同項	第百三十四條第 二項	この法律	同条第四項	前項	第百四十條	この章	前条第一号
法附則第十九條において準	法附則第十六條において準 用する同項	法附則第十六條において準 用する第百三十四條第二項	法附則第十六條において準 用する第四十三條から第四 十六條までの規定	第六十一條第四項	法附則第十九條において準 用する前項	法附則第十九條において準 用する第百四十條	法附則第十九條において準 用するこの章(第百三十九 條及び第百五十三條を除く 。)	法附則第十九條において準 用する前条第一号

第一項第二号	(略)	(略)	用する第四百四十二条
第七十条第一号	この法律	(略)	法附則第十九条において準用する第四百四十条、第四百四十一条第一項、第四百四十四条、第四百四十五条第一項又は第四百四十七条第一項、第三項若しくは第八項の規定
第七十条第二号	第四百四十九条	法附則第十九条において準用する第四百四十九条	

(病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例)

第十三条 平成三十年三月三十一日までの間、第一条及び第五条並びに付録第一の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	「法」という。	「法」という。附則第二十二條の規定により読み替
--------	---------	-------------------------

第六十八条第二項	第五百五十二条第一項	同項	法附則第十九条において準用する第五百五十二条第一項
第七十条第一項	この法律	同項	法附則第十九条において準用する第四百四十条、第四百四十一条第一項、第四百四十四条、第四百四十五条第一項又は第四百四十七条第一項、第三項若しくは第八項の規定
	第四百四十九条		法附則第十九条において準用する第四百四十九条

(病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例)

第十三条 平成三十年三月三十一日までの間、第一条及び第五条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	「法」という。	「法」という。附則第二十二條の規定により読み替
--------	---------	-------------------------

	及び高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金等（同号 において「後期 高齢者支援金等 」という。）	えられた法 、高齢者医療確保法の規定 による後期高齢者支援金等 （同号において「後期高齢 者支援金等」という。）及 び高齢者医療確保法の規定 による病床転換支援金等（ 同号において「病床転換支 援金等」という。）
第一条第二項 第一号	及び後期高齢者 支援金等	、後期高齢者支援金等及び 病床転換支援金等
第五条第一項	第七十三條第一 項の	附則第二十二條の規定によ り読み替えられた法第七十 三條第一項の
第五条第一項 第一号(1)	及び後期高齢者 支援金	、後期高齢者支援金及び高 齢者医療確保法の規定によ る病床転換支援金（第八項 において「病床転換支援金 」という。）
第五条第一項 第一号(2)	一から付録第一 の式により算定 した割合を控除 した	付録第二の式により算定し た

	及び高齢者医療 確保法の規定に よる後期高齢者 支援金等（同号 において「後期 高齢者支援金等 」という。）	えられた法 、高齢者医療確保法の規定 による後期高齢者支援金等 （同号において「後期高齢 者支援金等」という。）及 び高齢者医療確保法の規定 による病床転換支援金等（ 同号において「病床転換支 援金等」という。）
第一条第二項	及び後期高齢者 支援金等	、後期高齢者支援金等及び 病床転換支援金等
第五条第一項	第七十三條第一 項の	附則第二十二條の規定によ り読み替えられた法第七十 三條第一項の
	及び後期高齢者 支援金並びに介 護納付金の納付 に要した	、後期高齢者支援金及び高 齢者医療確保法の規定によ る病床転換支援金（以下「 病床転換支援金」という。 ）並びに介護納付金の納付 に要した
	及び後期高齢者 支援金並びに介 護納付金の納付	、後期高齢者支援金及び病 床転換支援金並びに介護納 付金の納付に要する

第五條第三項	第七十三條第一項第一号ロ	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項第一号ロ
第五條第四項	第七十三條第二項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第二項
第五條第四項 第二号イ	及び第二号	及び高齢者医療確保法附則第十三條第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四條第一項第二号
第五條第五項	同項第一号	高齢者医療確保法第三十四條第一項第一号
第五條第五項 第三号イ(1)	第七十三條第二項 一から給付費割合を控除した	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第二項 高齢者医療確保法第三十四條第一項第一号及び高齢者医療確保法附則第十三條第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四條第一項第二号に掲

第五條第七項	及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
第五條第三項	第七十三條第一項第一号ロ	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
	及び後期高齢者支援金	、後期高齢者支援金及び病床転換支援金
	に要する	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項第一号ロ

付録第一	第五条第八項	第五条第五項 第三号ハ(2)	第五条第五項 第三号ハ(1)	第五条第五項 第三号イ(2)	
第三十四条第一	及び後期高齢者 支援金	一から付録第一 の式により算定 した割合を控除 した	一から給付費割 合を控除した	一から付録第一 の式により算定 した割合を控除 した	
附則第十三条第一項の規定	、後期高齢者支援金及び病 床転換支援金	付録第二の式により算定し た	高齢者医療確保法第三十四 条第一項第一号及び高齢者 医療確保法附則第十三条第 一項の規定により読み替え られた高齢者医療確保法第 三十四条第一項第二号に掲 げる額の合計額に対する高 齢者医療確保法第三十四条 第一項第二号に掲げる額の	付録第二の式により算定し た	げる額の合計額に対する高 齢者医療確保法第三十四条 第一項第二号に掲げる額の

	項第二号	により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号
--	------	-------------------------------

(削る)

<p>附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ</p>	<p>とし、</p>	<p>とし、法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で</p>
--------------------------------------	------------	---

(組合に対する補助の特例)
第十五条 平成二十八年度において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第十三 条の規定に より読み替 えられた第 五条第三項</p>		
<p>算定した額（</p>	<p>項を除く。）から同</p>	
<p>算定した額（組合特定被保 険者のうち法附則第十条第 三項の規定により厚生労働 大臣が定める組合の被保険 者であつて指定組合特定被 保険者でないものに係る前 期高齢者納付金の納付に要</p>	<p>三項 の合算額を除く。）から第</p>	<p>定めるところにより算定し た額に高齢者医療確保法附 則第十四条の九第一項第一 号及び第二号に掲げる額の 合計額に対する同号に掲げ る額の割合を乗じて得た額 の合算額（前期高齢者交付 金がある場合には、法附則 第十条第三項の規定により 厚生労働大臣が定める組合 の被保険者であつて指定組 合特定被保険者でないもの に係る前期高齢者交付金の 額に相当する額として厚生 労働省令で定めるところに より算定した額を控除した 額）並びに</p>

する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十三条の八第一項第一号から第三号までに掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額並びに後期高齢者支援金の納付に要する費用の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に高齢者医療確保法附則第十四条の九第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に掲げる額の割合を乗じて得た額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除し

	<p>第五條第四 項第一号</p>	<p>得た額 (を 除 く</p>	<p>第五條第四 項第二号イ</p>	<p>得た額</p>	<p>た額)並びに の合算額を除く</p> <p>得た額(組合特定被保険者 のうち法附則第十條第三項 の規定により厚生労働大臣 が定める組合の被保険者で あつて指定組合特定被保険 者でないものに係る前期高 齢者交付金がある場合には 、当該前期高齢者交付金の 額に相当する額として厚生 労働省令で定めるところに より算定した額。</p> <p>得た額(組合特定被保険者 のうち法附則第十條第三項 の規定により厚生労働大臣 が定める組合の被保険者で あつて指定組合特定被保険 者でないものに係る前期高 齢者納付金の納付に要する 費用の額に相当する額とし て厚生労働省令で定めると ころにより算定した額につ いては、高齢者医療確保法 附則第十三條の八第一項第</p>
--	-----------------------	------------------------------------	------------------------	------------	--

	<p>第五号第四 項第二号ロ</p>
	<p>ロ 特定納付費用 額のうち給付費 割合を乗じて得 た額を除いた額 (前期高齢者交 付金がある場合 には、特定納付 費用額に係る前 期高齢者交付金 の額に相当する 額から前期高齢 者交付金給付費 相当額を控除し</p>
<p>一号から第三号までに掲げ る額の合計額に対する高齢 者医療確保法附則第十三条 の六第一号に規定する調整 対象給付費見込額(以下こ の号において「調整対象給 付費見込額」という。)に 同条第三号に規定する概算 加入者調整率を乗じて得た 額から調整対象給付費見込 額を控除した額(当該額が 零を下回る場合には、零と する。)の割合を乗じて得 た額)</p>	<p>ロ 特定納付費用額のうち 給付費割合を乗じて得た 額を除いた額(前期高齢 者交付金がある場合には 、特定納付費用額に係る 前期高齢者交付金の額に 相当する額から前期高齢 者交付金給付費相当額を 控除した額を控除した額 。以下このロにおいて「 給付費相当額控除後特定 納付費用額」という。)に 係る特定割合 次の(1)</p>

上 百	円 以	十 万	百 六	未 満	万 円	六 十	上 百	円 以	十 万	百 五	満	円 未	十 万	百 五	額を控除した 額に係る特定 割合 次の表の 上欄に掲げる当 該組合の組合被 保険者一人当た り所得額の区分 に応じ、同表の 下欄に掲げる割 合
七	五	十	の 百				一	六	十	の 百	千	四	六	十	千 分

及び(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合

(1) 給付費相当額控除後特定納付費用額のうち、組合特定被保険者のうち法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合の被保険者でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額に高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる額の合計額に対する同号に規定する後期高齢者支援金の額に同号に規定する率を乗じて得た額の割合を乗じて得た額並びに後期高齢者支援金の納付に要する費用の額の合計額に三分の二を乗じて得た額に係る特定割合 次の

満 円未 百 上 二 円以 十 万 百 九	未 満 万 円 九 十 上 百 円以 十 万 百 八	未 満 万 円 八 十 上 百 円以 十 万 百 七	未 満 万 円 七 十
七 四 十 の 百 千 分	五 十 の 百 千 分	四 五 十 の 百 千 分	

九 十 万 円 以 上 百 八 十 万 円 以 上 百 七 十 万 円 以 上 百 六 十 万 円 以 上 百 五 十 万 円 以 上 百 四 十 万 円 未 満	未 満 七 十 万 円 以 上 百 六 十 万 円 以 上 百 五 十 万 円 以 上 百 四 十 万 円 未 満	未 満 六 十 万 円 以 上 百 五 十 万 円 以 上 百 四 十 万 円 未 満	百 五 十 万 円 未 満
百 五 十 千 分 の	七 百 五 十 千 分 の	一 百 六 十 千 分 の	四 百 六 十 千 分 の

表の上欄に掲げる当該組合の組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、同表の下欄に掲げる割合

三十 の百	二百 の千分	未 満	万 円	三十 以上	二百 円	二十 以上	二百 円	満 円	未 満	十 万	二百 以上	二十 円	四十 以上	二百 円	満 円	未 満	十 万	二百 以上	二十 円	四十 以上	二百 円	
				七 十	三十 の百								四 十							四 十	四十 の百	千分

二百 四十	万 円未 満	二百 四十 万 円以 上	二百 三十 万 円以 上	二百 三十 万 円未 満	二百 二十 万 円以 上	二百 十 万 円以 上	二百 十 万 円未 満	満 十 万 円未 満	二百 万 円以 上	二百 万 円未 満	満 百 万 円未 満	百 九十 万 円以 上	百 四十 万 円未 満	未 満									
〇		二十 七	千分 の		五十 五	千分 の			八十 四	千分 の		百 十五	千分 の		七	百 四十	千分 の						

以上 万円 四十 二百	未満 万円 四十 二百	以上 万円 三十
千分の 百の 三十		三十

百七十 万	未 満 七十 万円 百六十 万円 以上 百	未 満 六十 万円	百五十 万 円以上 百六十 万	百五十 万 円未 満	千分の 百六十 四	千分の 百六十 一	千分の 百五十 七
----------	--	--------------------	-----------------------------	---------------------	-----------------	-----------------	-----------------

(2) 給付費相当額控除後
 特定納付費用額のうち
 (1)に規定する三分の二
 を乗じて得た額を除い
 た額に係る特定割合
 次の表の上欄に掲げる
 当該組合の組合被保険
 者一人当たり所得額の
 区分に応じ、同表の下
 欄に掲げる割合

万円以上

二百二十 万円以上 二百三十 万円未満	二百二十 万円未満	二百十 万円以上 二百二十 万円未満	二百 万円以上 二百四十 万円未満	二百 万円以上 二百四十 万円未満	二百 万円以上 二百四十 万円未満	二百 万円以上 二百四十 万円未満	二百 万円以上 二百四十 万円未満
千分の 七	千分の 七	千分の 七	千分の 七	千分の 七	千分の 七	千分の 七	千分の 七

(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)

第十五条 経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合について、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項第一号ロ(2)	以下同じ。）でないもの	以下同じ。）でないもの並びに附則第十五条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。
----------------------------------	-------------	--

(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)

第十六条 経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合について、前条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

二百三十万円以上	千分の	二百四十万円未満	三
二百四十万円以上	千分の		

第五条第一項第一号イ	定める組合	定める組合（以下この号において「指定組合」という。）
を除外	ロにおいて	以下
		と指定組合の経過的組合員（附則第十六条に規定する経過的組合員をいう。以下同じ。

<p>第五條第四項 第一號</p>	<p>第五條第二項</p>		
<p>一 厚生労働大臣が定める組合の組</p>	<p>組合特定被保険者</p>	<p>組合特定被保険者でないもの</p>	
<p>一 次のイに掲げる者（経過的世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に</p>	<p>組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員を除く。次項において同じ。）</p>	<p>組合特定被保険者でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員</p>	<p>（又は小規模事業所等常勤経過的組合員（同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的組合員をいう。以下この②及び次項において同じ。）でないもの及び経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者であるものをいう。以下同じ。））</p>

（のうち健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるものであつて指定組合特定被保険者でないもの（ロにおいて「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額の合算額から指定組合特定被保険者のうち経過的世帯員（経過的組合員の世帯に属する当該組合の被保険者であつて指定組合特定被保険者であるものをいう。以下同じ。）

合特定被保
険者であつ
て、常時三
百人以上の
従業員を使
用する事業
主の事業所
又は事務所
に使用され
るもの（健
康保険法（
大正十一年
法律第七十
号）第三條
第一項第八
号の規定に
よる承認を
受けて同法
の被保険者
とならない
ことにより
当該組合の
被保険者で
あるものに
限る。）及
びその世帯
に属する者
（次号及び

係る部分 零

イ 厚生労働大臣が定める
組合（以下このイ及びロ
において「指定組合」と
いう。）の組合特定被保
険者であつて、常時三百
人以上の従業員を使用す
る事業主の事業所又は事
務所に使用されるもの（
健康保険法（大正十一年
法律第七十号）第三條第
一項第八号の規定による
承認を受けて同法の被保
険者とならないことによ
り当該指定組合の被保険
者であるものに限る。）
及びその世帯に属する者
（ロ、次号及び次項第一
号において「指定組合特
定被保険者」という。）
ロ 指定組合の経過的組合
員であつて指定組合特定
被保険者でないものうち、健康保険法第三條第
一項第八号の規定による
承認を受けて同法の被保
険者とならないことによ
り当該指定組合の組合員

<p>前条の規定に より読み替え られた附則第 十三條の規定 により読み替 えられた第五 條第一項第一 号ロ</p>	<p>であつて指定 組合特定被保 険者</p>	<p>（）に係る療養の給付に要した 費用の額から当該給付に係る 一部負担金に相当する額を控 除した額、入院時食事療養費 の支給に要した費用の額、入 院時生活療養費の支給に要し た費用の額、保険外併用療養 費の支給に要した費用の額、 療養費、訪問看護療養費及び 特別療養費の支給に要した費 用の額、移送費の支給に要し た費用の額並びに高額療養費 及び高額介護合算療養費の支 給に要した費用の額の合算額 を控除した額を除く</p>
	<p>を 除く</p>	<p>であつて指定組合特定被保険 者（経過的組合員を除く。） 又は小規模事業所等常勤経過 的組合員</p> <p>と小規模事業所等常勤経過的 組合員に係る前期高齢者納付 金、後期高齢者支援金及び病 床転換支援金並びに介護納付 金の納付に要する費用の額に 相当する額（前期高齢者交付 金がある場合には、小規模事</p>

<p>附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号</p>		
<p>第五条第五項第一号</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。()に係る特定給付額に係る部分</p>
<p>指定組合特定被保険者(経過の世帯員を除く。)及び小規模事業所等常勤経過的組合員</p>	<p>指定組合特定被保険者並びに経過的組合員(指定組合特定被保険者を除く。)及び経過的世帯員(指定組合特定被保険者を除く。)</p>	<p>であるもの(次項第一号において「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。)</p>

<p>第五条第二項</p>	
<p>を除く</p>	
<p>並びに経過的組合員(指定組合特定被保険者を除く。)及び経過的世帯員(指定組合特定被保険者を除く。)に係る療養の給付に要した費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費の支給に</p>	<p>業所等常勤経過的組合員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額)として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額から指定組合特定被保険者のうち経過的世帯員に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援助金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額(前期高齢者交付金がある場合には、指定組合特定被保険者のうち経過的世帯員に係る前期高齢者交付金の額に相当する額を控除した額)として厚生労働省令で定めるところにより算定した額を控除した額を除く</p>

	<p>前条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五</p>	<p>条第三項</p>
	<p>であつて指定組合特定被保険者</p>	<p>並びに指定組合特定被保険者納付費用額</p>
<p>要した費用の額、入院時生活療養費の支給に要した費用の額、保険外併用療養費の支給に要した費用の額、療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の支給に要した費用の額、移送費の支給に要した費用の額並びに高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合算額の合算額を除く</p>	<p>であつて指定組合特定被保険者又は経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）若しくは経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）</p>	<p>、指定組合特定被保険者納付費用額並びに経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）に係る前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用の額に相当する額（前期高齢者交付金がある額）</p>

付録第一(第五条関係)

$$\{A \times (r - 1)\} \div \{C - (A + B)\}$$

備考

一 この式において、A、B、C及びrは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。

A 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号に掲げる額

<p>前条の規定に より読み替え られた第五 条第四項第 二号ロ(1)</p>	<p>指定組合特 定被保険者</p>	<p>指定組合特 定被保険者 又は経過 的組合員(指 定組合特定 被保険者を 除く。若し しくは経過 的世帯員(指 定組合特定 被保険者を 除く。)) 若しくは経 過的世帯員</p>
<p>前条の規定に より読み替え られた第五 条第四項第 一號及び第 二號イ</p>	<p>指定組合特 定被保険者</p>	<p>指定組合特 定被保険者 又は経過 的組合員(指 定組合特定 被保険者を 除く。若し しくは経過 的世帯員(指 定組合特定 被保険者を 除く。)) 若しくは経 過的世帯員</p>
		<p>る場合には、経過 的組合員(指 定組合特定被 保険者を除く 。及び経過 的世帯員(指 定組合特定被 保険者を除く 。))に係る前 期高齢者交付 金の額に相当 する額を控除 した額)として 厚生労働省令 で定めるところ により算定した 額</p>

(新設)

- B | 高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額
- C | 高齢者医療確保法第三十四条第一項第三号に掲げる額
- r | 高齢者医療確保法第三十四条第五項に規定する概算加入者調整率

二 | この式により算定した割合が零を下回る場合又はA及びBの合計値がCの値と等しい場合にあつては、零とする。

付録第二(附則第十三条関係)

$$\{D \times (s \times r - 1)\} \div \{C - (A + B)\}$$

備考

一 | この式において、A、B、C、D、r及びsは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。

- A | 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号に掲げる額
 - B | 高齢者医療確保法附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額
 - C | 高齢者医療確保法第三十四条第一項第三号に掲げる額
 - D | 高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号に掲げる額
 - r | 高齢者医療確保法第三十四条第五項に規定する概算加入者調整率
 - s | 高齢者医療確保法第三十四条第四項に規定する概算額補正率
- 二 | この式により算定した割合が零を下回る場合にあつては零とし、A及びBの合計値がCの値と等しい場合にあつては一とする。

(新設)

改正案	現行
<p>（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）</p> <p>第四十三条の四 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。</p> <p>2 （略）</p> <p>（準用）</p> <p>第四十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第四十三条の二第五項から第七項まで、第四十三条の三第五項及び第六項並びに前条第二項の規定は、計算期間において日雇特例被保険者（第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつた者を含む。）であつた者及びその被扶養者であつた者（基準日において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項第一号から第五号までに掲げる者又は後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。</p> <p>4 日雇特例被保険者が計算期間において法第三条第二項ただし書</p>	<p>（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）</p> <p>第四十三条の四 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。</p> <p>2 高額介護合算療養費の支給に関する手続に必要事項は、厚生労働省令で定める。</p> <p>（準用）</p> <p>第四十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第四十三条の二第五項から第七項まで、第四十三条の三第五項及び第六項並びに前条第二項の規定は、計算期間において日雇特例被保険者（第四十三条の二第一項第五号に規定する日雇特例被保険者であつた者を含む。）であつた者及びその被扶養者であつた者（基準日において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項第一号から第五号までに掲げる者又は後期高齢者医療の被保険者である者に限る。）に係る高額介護合算療養費の支給について準用する。</p> <p>4 日雇特例被保険者が計算期間において法第三条第二項ただし書</p>

の規定による承認を受け又は法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納し、かつ、当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該承認を受けた日の前日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二項の規定及びこれらの規定において準用する規定を適用する。

の規定による承認を受け又は法第二百二十六条第三項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納し、かつ、当該承認を受けた日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七條第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該承認を受けた日の前日又は当該日雇特例被保険者手帳を返納した日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二項の規定及びこれらの規定において準用する規定を適用する。

改 正 案	現 行
<p>（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）</p> <p>第十三条 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）</p> <p>第十三条 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。</p> <p>2 （略）</p>

○ 国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第四条第二号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項） 第十一条の三の六の四 組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他財務省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該資格を喪失した日の前日（当該財務省令で定める場合にあつては、財務省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項） 第十一条の三の六の四 組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他財務省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該資格を喪失した日の前日（当該財務省令で定める場合にあつては、財務省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。</p> <p>2・3 (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項） 第二十三条の三の八 組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第四項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他総務省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該資格を喪失した日の前日（当該総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項） 第二十三条の三の八 組合員が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する加入者又は後期高齢者医療の被保険者とならない場合その他総務省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該資格を喪失した日の前日（当該総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。</p> <p>2 高額介護合算療養費の支給に関する手続に必要事項は、主務省令で定める。</p>

改 正 案	現 行
<p>（一部負担金に係る所得の額の算定方法等） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該療養の給付を受ける者（その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて七十歳以上七十五歳未満の法第七条第四項に規定する加入者（以下この号において「加入者」という。）がいるものに限る。）及びその属する世帯の加入者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者</p> <p>三（略）</p> <p>（高額療養費の支給要件及び支給額） 第十四条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除して得た額に被保険者按分率（被保険者が同一の月に受けた療養に係る次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給</p>	<p>（一部負担金に係る所得の額の算定方法等） 第七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する者については、適用しない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 当該療養の給付を受ける者（その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて七十歳以上七十五歳未満の法第七条第三項に規定する加入者（以下この号において「加入者」という。）がいるものに限る。）及びその属する世帯の加入者について前号の厚生労働省令で定めるところにより算定した収入の額が五百二十万円に満たない者</p> <p>三（略）</p> <p>（高額療養費の支給要件及び支給額） 第十四条 高額療養費は、次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給される高額療養費の額を控除した額（以下この項において「一部負担金等世帯合算額」という。）が高額療養費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、一部負担金等世帯合算額から高額療養費算定基準額を控除して得た額に被保険者按分率（被保険者が同一の月に受けた療養に係る次に掲げる額を合算した額から次項又は第三項の規定により支給</p>

される高額療養費の額を控除して得た額（以下「被保険者一部負担金等合算額」という。）を一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する被保険者が同一の月に受けた療養（法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下この項から第三項まで、第十六条第一項及び第十六条の二において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからヌまでに掲げる額を合算した額

イヌ又（略）

二（略）

2・3（略）

4 被保険者が特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者が第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（次項及び第六項において「病院等」という。）について受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

5・6（略）

7 被保険者が、市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が療養のあった月の属する年度（療養のあった月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方税

される高額療養費の額を控除して得た額（以下「被保険者一部負担金等合算額」という。）を一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する被保険者が同一の月に受けた療養（法第六十四条第二項第一号に規定する食事療養（以下「食事療養」という。）及び同項第二号に規定する生活療養（以下「生活療養」という。）を除く。以下この項から第三項まで、第十六条第一項及び第十六条の二並びに附則第五条及び第六条において同じ。）であつて次号に規定する特定給付対象療養以外のものに係る次のイからヌまでに掲げる額を合算した額

イヌ又（略）

二（略）

2・3（略）

4 被保険者が特定給付対象療養（当該被保険者が次項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する特定疾病給付対象療養及び当該被保険者が第六項の規定による後期高齢者医療広域連合の認定を受けた場合における同項に規定する療養を除く。）を受けた場合において、当該被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者（同項において「病院等」という。）について受けた当該特定給付対象療養に係る第一項第一号イからヌまでに掲げる額が高額療養費算定基準額を超えるときは、当該同号イからヌまでに掲げる額から高額療養費算定基準額を控除した額を高額療養費として支給する。

5・6（略）

7 被保険者が、市町村民税世帯非課税者（その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が療養のあった月の属する年度（療養のあった月が四月から七月までの場合にあつては、前年度）分の地方

法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第十六条の二第二項において同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次条第一項第三号において同じ。）であり、かつ、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。第十六条の二第二項において「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該被保険者が同一の月に受けた療養に係る被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額が、第一項の規定により当該被保険者に対して支給されるべき高額療養費の額を超えるときは、当該被保険者に対して支給される高額療養費の額は、同項の規定にかかわらず、当該被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）

第十六条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等

税法の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。第十六条の二第二項並びに附則第五条第五項及び第六条第五項において同じ。）が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。附則第五条第五項及び第六条第五項において同じ。）をいう。次条第一項第三号において同じ。）であり、かつ、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。第十六条の二第二項及び附則第六条第五項において「老齢福祉年金」という。）の受給権を有している場合であつて、当該被保険者が同一の月に受けた療養に係る被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額が、第一項の規定により当該被保険者に対して支給されるべき高額療養費の額を超えるときは、当該被保険者に対して支給される高額療養費の額は、同項の規定にかかわらず、当該被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

（高額介護合算療養費の支給要件及び支給額）

第十六条の二 高額介護合算療養費は、次に掲げる額を合算した額（以下この項において「介護合算一部負担金等世帯合算額」という。）が介護合算算定基準額に健康保険法施行令第四十三条の二第一項に規定する支給基準額（以下この条において「支給基準額」という。）を加えた額を超える場合に第一号に規定する基準日被保険者に支給するものとし、その額は、介護合算一部負担金等

世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（同号に掲げる額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に被保険者介護合算按分率（同号に規定する基準日被保険者が受けた療養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一 前年八月一日から七月三十一日までの期間（以下この条及び第十六条の四第一項において「計算期間」という。）の末日（以下「基準日」という。）において当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（以下この条において「後期高齢者医療広域連合の被保険者」という。）である者（以下この条において「基準日被保険者」という。）が基準日において属する世帯の当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（以下この項において「基準日世帯被保険者」という。）が、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者として受けた療養に係る次に掲げる額の合算額（第十四条第一項から第三項まで又は第七項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）

イ・ロ（略）

二〇五（略）

二〇七（略）

（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第十六条の四 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において被保険者又は

世帯合算額から介護合算算定基準額を控除した額に介護合算按分率（同号に掲げる額を、介護合算一部負担金等世帯合算額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額に被保険者介護合算按分率（同号に規定する基準日被保険者が受けた療養に係る同号に掲げる額を、同号に掲げる額で除して得た率をいう。）を乗じて得た額とする。ただし、同号から第三号までに掲げる額を合算した額又は第四号及び第五号に掲げる額を合算した額が零であるときは、この限りでない。

一 前年八月一日から七月三十一日までの期間（以下この条及び第十六条の四第一項において「計算期間」という。）の末日（附則第十二条第一項を除き、以下「基準日」という。）において当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（以下この条において「後期高齢者医療広域連合の被保険者」という。）である者（以下この条において「基準日被保険者」という。）が基準日において属する世帯の当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（以下この項において「基準日世帯被保険者」という。）が、計算期間において当該後期高齢者医療広域連合の被保険者として受けた療養に係る次に掲げる額の合算額（第十四条第一項から第三項まで又は第七項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該支給額を控除した額とする。）

イ・ロ（略）

二〇五（略）

二〇七（略）

（その他高額介護合算療養費の支給に関する事項）

第十六条の四 被保険者が計算期間においてその資格を喪失し、かつ、当該資格を喪失した日以後の計算期間において被保険者又は

法第七条第四項に規定する加入者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

2 (略)

(保険料の算定に係る基準)

第十八条 後期高齢者医療広域連合が被保険者（法第百四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する被保険者（以下「特定地域被保険者」という。）を除く。以下この項において同じ。）に対して課する保険料の算定に係る同条第二項本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、法第九十九条第二項に規定する被保険者（以下この条において「被扶養者であつた被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

二 二〇六 (略)

2 (略)

3 特定期間における各年度の法第百四条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（次項又は第五項に規定する基準に従い第一項又は前項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下この項において「賦課総額」という。）についての同条第

法第七条第三項に規定する加入者とならない場合その他厚生労働省令で定める場合における高額介護合算療養費の支給については、当該日の前日（当該厚生労働省令で定める場合にあつては、厚生労働省令で定める日）を基準日とみなして、前二条の規定を適用する。

2 (略)

(保険料の算定に係る基準)

第十八条 後期高齢者医療広域連合が被保険者（法第百四条第二項ただし書の厚生労働大臣が定める基準に該当する地域に住所を有する被保険者（以下「特定地域被保険者」という。）を除く。以下この項において同じ。）に対して課する保険料の算定に係る同条第二項本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、法第九十九条第二項に規定する被保険者（以下この条及び附則第十三条第一号において「被扶養者であつた被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であつた被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

二 二〇六 (略)

2 (略)

3 特定期間における各年度の法第百四条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の賦課額（次項又は第五項に規定する基準に従い第一項又は前項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下この項において「賦課総額」という。）についての同条第

二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額であること。

イ (略)

ロ 法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金、法第九十五条の規定による調整交付金、法第百条第一項の規定による後期高齢者交付金、法第百七十七条第一項の規定による交付金、法第百二条及び第百三条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

二 (略)

三 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

4・5 (略)

(特別徴収の対象とならない被保険者)

第二十三条 準用介護保険法第百三十五条第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る

二項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額であること。

イ (略)

ロ 法第九十三条、第九十六条及び第九十八条の規定による負担金、法第九十五条の規定による調整交付金、法第百条の規定による後期高齢者交付金、法第百七十七条第一項の規定による交付金、法第百二条及び第百三条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額

二 (略)

三 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額に、当該特定期間における各年度の当該後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

4・5 (略)

(特別徴収の対象とならない被保険者)

第二十三条 準用介護保険法第百三十五条第一項から第三項までに規定する政令で定めるものは、次のいずれかに該当する被保険者とする。

一 同一の月に徴収されると見込まれる当該被保険者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る

法第七十七条第二項に規定する老齢等年金給付（イ及びロにおいて「老齢等年金給付」という。）の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える被保険者

イ・ロ（略）
二・三（略）

（後期高齢者医療審査会に関する国民健康保険法の規定の読替え）
第三十四条 法第三百三十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(削る)			国民健康保険法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			第九十三条第一項	、被保険者	、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）

法第七十七条第二項に規定する老齢等年金給付（以下この号及び附則第十二条において「老齢等年金給付」という。）の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える被保険者

イ・ロ（略）
二・三（略）

（後期高齢者医療審査会に関する国民健康保険法の規定の読替え）
第三十四条 法第三百三十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第九十五条第二項	前項	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和	国民健康保険法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
			第九十三条第一項	審査会 被保険者	後期高齢者医療審査会（以下「審査会」という。） 後期高齢者医療広域連合

	第九十六条	(略)	第一百一条第二項
	、 保険者	(略)	政令の定めるところ により、旅費、日当 及び宿泊料又は報酬
	、 後期高齢者医療広 域連合	(略)	地方自治法第二百七 条の規定に基づく条 例による実費弁償の 例により、旅費、日 当及び宿泊料を、条 例の定めるところに より、報酬

	第九十六条	第九十八条第一 項	第一百一条第二項
	保険者	保険者（第八十条第 三項の規定による処 分については、当該 処分をした市町村と する。）	前項 政令の定めるところ により、旅費、日当 及び宿泊料又は報酬
	後期高齢者医療広域 連合	後期高齢者医療広域 連合又は市町村	高 齢者医療確保法第 百三十条において準 用する前項
	五十七年法律第八十 号。以下「高齢者医 療確保法」という。 （第三十条におい て準用する前項		地方自治法（昭和二 十二年法律第六十七 号）第二百七条の規 定に基づく条例によ る実費弁償の例によ り、旅費、日当及び

	第二百二条	
(略)	(略)	(略)
	この章及び	第九十三条から前条まで及び次条、高齢者医療確保法第二百二十八条及び第二百二十九条並びに

(国民健康保険法施行令の準用)
 第三十五条 国民健康保険法施行令第三十条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の規定は、後期高齢者医療審査会及び法第二百二十八条第一項の審査請求の手續について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条	保険給付に	高齢者医療確保法第五十六条に規定する後期高齢者医療給付(以下「後期高齢者
------	-------	--------------------------------------

	第二百二条	
第二百三条	第九十一条第一項	高齡者医療確保法第二百二十八条第一項
	この章及び	宿泊料を、条例の定めるところにより、報酬
		高齡者医療確保法第二百二十八条及び第三百二十九条並びに第三百三十条において準用する第九十三条から前条まで及び次条並びに

(国民健康保険法施行令の準用)
 第三十五条 国民健康保険法施行令第三十条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条の規定は、後期高齢者医療審査会及び法第二百二十八条第一項の審査請求の手續について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十条	保険給付に	高齡者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「高齡者医
------	-------	--------------------------------------

第三十条第一号	並びに被保険者証の 記号及び番号	及び被保険者証の番 号	「医療給付」という。 」に
第三十条第二号	保険給付	後期高齢者医療給付	
第三十四条	法	高齢者医療確保法第 百三十条において準 用する国民健康保険 法（次条において「 準用国保法」という 。）	
第三十五条	法第百条	準用国保法第百条	
第三十七条第一 項	保険給付に関する処 分	後期高齢者医療給付 に関する処分	
第三十七条第一 項第二号	並びに被保険者証の 記号及び番号	及び被保険者証の番 号	
第三十七条第一 項第三号	保険給付	後期高齢者医療給付	
第三十七条第一 項第五号	保険給付	後期高齢者医療給付	

第三十五条	法	準用国保法	
第三十四条	法	高齢者医療確保法第 百三十条において準 用する国民健康保険 法（以下「準用国保 法」という。）	
	以下第三十七条第一 項	高齢者の医療の確保 に関する法律施行令 第三十五条において 準用する第三十七条 第一項	「医療確保法」という。 」第五十六条に規定 する後期高齢者医療 給付（以下「後期高 齢者医療給付」とい う。）に
	並びに被保険者証の 記号及び番号	及び被保険者証の番 号	
	保険給付を	後期高齢者医療給付 を	

		保険者
第三十七条第二項	法	高齢者医療確保法第四十八条に規定する後期高齢者医療広域連合（次項第三号において「後期高齢者医療広域連合」という。）
第三十七条第二項第三号	保険者その他の者	後期高齢者医療広域連合又は市町村

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

（削る）

		保険給付	後期高齢者医療給付
第三十七条第二項	法	並びに被保険者証の記号及び番号 保険者	及び被保険者証の番号 後期高齢者医療広域連合
	保険者その他の者		後期高齢者医療広域連合又は市町村

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（老人保健法の改正に伴う高額医療費の支給に関する経過措置）

第三条 平成二十年三月以前に行われた療養に係る健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。附則第十二条において「健康保険法等改正法」という。）第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。附則第九条において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による高額医療費の支給については、なお従前の例による。

(削る)

(一部負担金に係る所得の額の算定方法等に関する特例)

第四条 療養の給付を受ける日の属する月が平成二十年四月から七月までの場合にあつては、七十歳以上七十五歳未満の法第七条第三項に規定する加入者(附則第七条第一項第二号及び第八条第一項において「七十歳以上七十五歳未満の加入者」という。)を、法第六十七条第一項第二号に規定する政令で定める者とする。

2 前項の場合にあつては、第七条第三項中「及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者」とあるのは「並びにその属する世帯の他の世帯員である被保険者及び七十歳以上七十五歳未満の法第七条第三項に規定する加入者」と、「他の被保険者」とあるのは「他の被保険者及び七十歳以上七十五歳未満の同項に規定する加入者」と読み替えて、同項を適用する。

(削る)

(特定非課税被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例)

第五条 特定非課税被保険者が、平成二十年四月から七月までの同一の月に受けた療養に係る被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額が、第十四条第一項の規定により当該特定非課税被保険者に対して支給されるべき高額療養費の額を超えるときは、当該特定非課税被保険者に対して支給される高額療養費の額は、同項の規定にかかわらず、当該被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

2 前項の高額療養費算定基準額は、第十五条第一項第三号に定める額とする。

3 特定非課税被保険者に係る第十四条第二項の高額療養費算定基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

4 第十六条第一項の規定により特定非課税被保険者に対し支給す

(削る)

べき高額療養費について後期高齢者医療広域連合が保険医療機関に支払う額の算定に当たっては、当該特定非課税被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。

一 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

二 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号ハに掲げる者

5 第一項及び前二項の特定非課税被保険者は、平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない被保険者であつて、地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号。次条第五項において「平成十七年地方税法改正法」という。）附則第六条第四項に該当する者と同一の世帯に属するもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）とする。

一 (特定年金受給被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例

第六条 特定年金受給被保険者が、平成二十年四月から七月までの同一の月に受けた療養に係る被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額が、第十四条第一項の規定により当該特定年金受給被保険者に対して支給されるべき高額療養費の額を超えるときは、当該特定年金受給被保険者に対して支給される高額療養費の額は、同項の規定にかかわらず、当該被保険者一部負担金等合算額から高額療養費算定基準額を控除した額とする。

2 前項の高額療養費算定基準額は、第十五条第一項第四号に定める額とする。

3 特定年金受給被保険者に係る第十四条第二項の高額療養費算定

基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第三号に定める額とする。

4 第十六条第一項の規定により特定年金受給被保険者に対し支給すべき高額療養費について後期高齢者医療広域連合が保険医療機関に支払う額の算定に当たっては、当該特定年金受給被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者となし、同項の規定を適用する。

一 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号二に掲げる者

二 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号八に掲げる者

5 第一項及び前二項の特定年金受給被保険者は、平成十七年地方税法改正法附則第六条第四項に該当する被保険者又は同項に規定する者と同一の世帯に属する被保険者であつて、老齢福祉年金の受給権を有しているもの（その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成十九年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者又は同項に該当する者に限る。）とする。

（特定所得被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例）

第七条 第十五条第一項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下この条において「特定所得被保険者」という。）に係る第十四条第一項の高額療養費算定基準額は、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 療養の給付を受ける日の属する月が平成二十年四月から七月までの場合における法第六十七条第一項第二号の所得の額が二百十三万円未満である者

二 療養の給付を受ける日の属する月が平成二十年四月から七月までの場合における第七条第三項の収入の額が六百二十一万円未満である者（その者の属する世帯に他の被保険者及び七十歳

（削る）

(削る)

以上七十五歳未満の加入者がいない者にあつては、四百八十四万円未満である者)

2 特定所得被保険者に係る第十四条第二項の高額療養費算定基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

3 第十六条第一項の規定により特定所得被保険者に対し支給すべき高額療養費について後期高齢者医療広域連合が保険医療機関に支払う額の算定に当たつては、当該特定所得被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。

- 一 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号イに掲げる者
- 二 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号イに掲げる者

(特定収入被保険者に対する高額療養費の支給に関する特例)

第八条 第十五条第一項第二号に掲げる者のうち、次の各号のいずれにも該当するもの(以下この条において「特定収入被保険者」という。)に係る第十四条第一項の高額療養費算定基準額は、第十五条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める額とする。

一 その属する世帯に他の被保険者がいない者であつて、七十歳以上七十五歳未満の加入者がいるもの

二 療養の給付を受ける日の属する月が平成二十年八月から十二月までの場合において、七十歳以上七十五歳未満の加入者について、第七条第三項に規定する他の世帯員である被保険者とみなして同項を適用した場合の同項の収入の額が五百二十万円未満である者

2 特定収入被保険者に係る第十四条第二項の高額療養費算定基準額は、第十五条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に定める

(削る)

額とする。

3 | 第十六条第一項の規定により特定収入被保険者に対し支給すべき高額療養費について後期高齢者医療広域連合が保険医療機関に支払う額の算定に当たっては、当該特定収入被保険者を、次の各号に掲げる療養の区分に応じ、当該各号に掲げる者とみなして、同項の規定を適用する。

- 一 | 第十六条第一項第一号に掲げる療養 同号イに掲げる者
- 二 | 第十六条第一項第二号に掲げる療養 同号イに掲げる者

(老人保健法の規定による高額医療費の支給を受けた場合の高額療養費の支給に関する経過措置)

第九条 第十五条第一項第二号に掲げる者に該当する被保険者が同号ただし書に規定する療養のあった月に属する世帯の被保険者に対し、当該療養のあった月以前の十二月以内に既に平成二十年四月改正前老健法の規定による高額医療費の支給（附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた当該高額医療費の支給を含む。）を受けている場合にあつては、第十五条第一項第二号ただし書の規定の適用については、「に限る」とあるのは、「に限る。」又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による高額医療費（附則第二条の規定による廃止前の老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号。以下この号において「廃止前老健令」という。）第十四条第一項第一号の規定によるもの（同条第六項の規定によりその額を算定したものを含む。）に限る。）若しくは附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による高額医療費（同条の規定によりなお従前の例

(削る)

第三条 (公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)
(略)

第四条 (被扶養者であつた被保険者に対して課する平成二十九年度及び平成三十年度的における保険料の算定の特例)
(略)

(削る)

によるものとされた廃止前老健令第十四条第一項第一号の規定によるもの(附則第三条の規定によりなお従前の例によるものとされた廃止前老健令第十四条第六項の規定によりその額を算定したものを含む。)に限る」とする。

(平成二十年度から平成二十五年度までの間における保険料の算定の特例)

第十条 平成二十年度から平成二十五年度までの間における保険料の算定について、第十八条第三項第一号の規定を適用する場合においては、同号口中「収入」とあるのは、「収入(法附則第十条第二項の規定による繰入金を除く。)」と読み替えるものとする。

第十一条 (公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)
(略)

第十一条の二 (被扶養者であつた被保険者に対して課する平成二十九年度及び平成三十年度的における保険料の算定の特例)
(略)

(保険料の特別徴収の開始の際の特例)

第十二条 法第七十七条第一項に規定する年金保険者(以下この項において「年金保険者」という。)は、平成二十年四月一日前の厚生労働省令で定める期日までに、平成十九年十月一日(以下この項において「基準日」という。)現在において当該年金保険者から老齢等年金給付の支払を受けている者であつて六十五歳以上のもの(当該年金保険者から当該老齢等年金給付の支払を受けているものうち平成二十年四月一日までの間において六十五歳に達

するもの（六十五歳以後も引き続き当該老齢等年金給付の受給権を有すると見込まれる者に限る。）を含み、次に掲げるものを除く。）の氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、その者が基準日現在において住所を有する市町村（介護保険法第十三条第一項又は第二項の規定によりその者が他の市町村が行う介護保険の第一号被保険者であるときは、当該他の市町村）に通知しなければならぬ。

一 平成十九年十二月一日から平成二十年五月三十一日までの間に支払を受けるべき当該老齢等年金給付の額の総額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した年金額の見込額が、基準日の現況において十八万円未満である者

二 当該老齢等年金給付を受ける権利を別に法律で定めるところにより担保に供していることその他の厚生労働省令で定める特別の事情を有する者

2 健康保険法等改正法第二十四条の規定による改正後の介護保険法（以下この条において「新介護保険法」という。）第三百二十四条第七項から第十一項までの規定は、前項の規定による通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四百二十二条第七項	年金保険者	健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律第七十七条第

<p>第百三十四条第八項</p>	<p>第十項、第百三十六 条第三項及び第六項 並びに第百三十七 条第二項</p>	<p>施行令附則第十二 条第二項において 準用する第十項</p>		<p>政令で定めるところ により、連合会及び 国民健康保険法第四 十五条第六項に規定 する厚生労働大臣が 指定する法人（以下 「指定法人」とい う。）</p>	<p>国民健康保険法第四 十五条第六項に規定 する厚生労働大臣が 指定する法人（以下 「指定法人」とい う。）及び連合会の順 に經由して行われる よう指定法人に伝達 することにより、こ れら</p>	<p>前各項</p>	<p>高年齢者の医療の確保 に関する法律施行令 （以下「施行令」と いう。）附則第十二 条第一項</p>	<p>一項に規定する年金 保険者（以下「年金 保険者」という。）</p>	
<p>第一項から第六項ま で</p>	<p>同条第一項</p>								

<p>第百三十四条第九項</p>	<p>前項</p> <p>政令で定めるところにより、連合会及び指定法人</p>	<p>施行令附則第十二条第二項において準用する前項</p> <p>社会保険庁長官、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう社会保険庁長官に伝達することにより、これら</p>
<p>第百三十四条第十項</p>	<p>第一項から第六項まで</p> <p>政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会</p>	<p>施行令附則第十二条第一項</p> <p>地方公務員共済組合連合会、指定法人及び連合会の順に經由して行われるよう地方公務員共済組合連合会に伝達することにより、これら</p>
<p>第百三十四条第十一項</p>	<p>第八項</p> <p>年金保険者（第百三</p>	<p>施行令附則第十二条第二項において準用する第八項</p> <p>年金保険者</p>

十六条において「特
定年金保険者」とい
う。）

3 | 市町村は、第一項の規定による通知が行われた場合においては、当該通知に係る被保険者と見込まれる者（災害その他の特別の事情があることにより、法第七十七条第一項に規定する特別徴収（以下この条において「特別徴収」という。）の方法によって保険料を徴収することが著しく困難であると認めるもの、平成二十年四月一日から平成二十年九月三十日までの間において支払われる老齢等年金給付について特別徴収の方法によって保険料を徴収することが適当でない）と市町村が認めるもの及び年金額半額以上徴収者等を除く。）について、平成二十年四月一日から平成二十年九月三十日までの間において当該通知に係る老齢等年金給付が支払われるときは、その支払に係る保険料額として、支払回数割保険料額の見込額（当該額によることが適当でない）と認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、厚生労働省令で定めるところにより、特別徴収の方法によって徴収するものとする。ただし、当該通知に係る被保険者と見込まれる者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でない）と認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

4 | 前項の年金額半額以上徴収者等は、次のいずれかに該当する被保険者と見込まれる者とする。

一 | 平成二十年四月一日から平成二十年五月三十一日までの同一の月に徴収されると見込まれる当該者に係るイ及びロに掲げる額の合計額が当該月に支払われる当該徴収に係る老齢等年金給

付の額の二分の一に相当する額として厚生労働省令で定める額を超える者

イ 前項の規定により特別徴収の方法によつて保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

ロ 新介護保険法の規定により特別徴収の方法によつて介護保険の保険料を徴収しようとする場合において、当該徴収に係る新介護保険法第三十一条に規定する老齢等年金給付の支払の際徴収させるべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 当該市町村から新介護保険法の規定による特別徴収の方法によつて介護保険の保険料を徴収されない者

5 | 第三項の支払回数割保険料額の見込額は、当該被保険者と見込まれる者につき、平成二十年度の保険料額の見込額の二分の一に相当する額を、平成二十年四月一日から平成二十年九月三十日までの間における第一項の規定による通知に係る老齢等年金給付の支払の回数で除して得た額として厚生労働省令で定める額とする。

6 | 新介護保険法第三百三十五条第五項及び第六項、第三百三十六條から第三百三十九條まで（第三百三十六條第二項を除く。）並びに第四百一十一條の規定は、第三項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新介護保険法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百三十五条第 五項	市町村は、第一項本文、第二項又は第三	市町村は、高齢者の 医療の確保に関する
---------------	--------------------	------------------------

<p>六項 第百三十五条第</p>				
<p>項まで 前条第一項から第六</p>	<p>年金保険者</p>	<p>第一項本文、第二項 又は第三項に規定す る第一号被保険者</p>	<p>特別徴収</p>	<p>項</p>
<p>第一項 施行令附則第十二条</p>	<p>高齢者医療確保法第 百七条第一項に規定 する年金保険者</p>	<p>者 施行令附則第十二条 第三項に規定する被 保険者と見込まれる</p>	<p>「 健康保険法等の一部 を改正する法律（平 成十八年法律第八十 三号）第七条の規定 による改正後の高齢 者の医療の確保に関 する法律（以下「高 齢者医療確保法」と いう。）第百七条第 一項に規定する特別 徴収（以下「特別徴 収」という。）</p>	<p>「 法律施行令（以下「 施行令」という。） 附則第十二条第三項</p>

	第百三十六条第一項	老齡等年金給付	高齡者医療確保法第百七条第二項に規定する老齡等年金給付
	第百三十六条第一項並びに第五項及び第六項（同条第一項に係る部分に限る。）	同条第三項並びに同条第六項において準用する前条第五項及び第六項	
第百三十六条第三項	支払回数割保険料額	施行令附則第十二条第三項に規定する支払回数割保険料額の見込額（以下「支払回数割保険料額の見込額」という。）	
	特定年金保険者	施行令附則第十二条第六項において準用する第一項	
		同条第二項において準用する第百三十四条第十一項に規定する当該同意に係る年	

<p>第百三十六条第 五項</p>			<p>第百三十六条第 四項</p>		
<p>第一項</p>	<p>政令で定めるところ により、連合会及び 指定法人</p>	<p>当該年度の初日の属 する年の七月三十一 日</p>	<p>第一項</p>	<p>当該年度の初日の属 する年の八月三十一 日</p>	
<p>施行令附則第十二条 第六項において準用 する第一項</p>	<p>連合会及び指定法人 の順に經由して行わ れるよう連合会に伝 達することにより、 これら</p>	<p>平成二十年一月三十 一日</p>	<p>施行令附則第十二条 第六項において準用 する第一項</p>	<p>平成二十年二月二十 九日</p>	<p>金保険者（施行令附 則第十二条第六項に おいて準用する第五 項において「特定年 金保険者」という。</p>

第百三十七条第	第百三十六条第 六項	
前条第一項	<p>政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会</p> <p>当該年度の初日の属する年の七月三十一日</p>	<p>政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官</p> <p>当該年度の初日の属する年の七月三十一日</p>
施行令附則第十二条	<p>連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら</p> <p>平成二十年一月三十一日</p>	<p>連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら</p> <p>施行令附則第十二条第六項において準用する第一項</p> <p>平成二十年一月三十一日</p>

<p>一 項</p>	<p>同 項</p> <p>支 払 回 数 割 保 険 料 額</p>	<p>第 六 項 に お い て 準 用 す る 前 条 第 一 項</p>
<p>第 百 三 十 七 条 第 二 項</p>	<p>前 項</p>	<p>施 行 令 附 則 第 十 二 条 第 六 項 に お い て 準 用 す る 前 項</p>
<p>第 百 三 十 七 条 第 三 項</p>	<p>第 一 項</p>	<p>施 行 令 附 則 第 十 二 条 第 六 項 に お い て 準 用 す る 第 一 項</p>
<p>第 百 三 十 七 条 第 四 項</p>	<p>第 百 三 十 五 条</p>	<p>施 行 令 附 則 第 十 二 条 第 三 項 か ら 第 五 項 ま で 並 び に 同 条 第 六 項 に お い て 準 用 す る 第 百 三 十 五 条 第 五 項 及 び 第 六 項</p>

<p>第百三十七條第 五項</p>	<p>第百三十七條第 六項</p>	<p>第百三十七條第 七項</p>	<p>第百三十八條第 一項</p>
<p>前項</p>	<p>第百三十四條第七項</p>	<p>前項</p>	<p>第百三十六條第一項</p>
<p>施行令附則第十二條 第六項において準用 する前項</p>	<p>施行令附則第十二條 第二項において準用 する第百三十四條第 七項</p>	<p>施行令附則第十二條 第六項において準用 する前項</p>	<p>施行令附則第十二條 第六項において準用 する第一項</p>
<p>支払回数割保険料額</p>	<p>支払回数割保険料額 の見込額</p>	<p>支払回数割保険料額</p>	<p>支払回数割保険料額 の見込額</p>

<p>第百三十八条第 二項</p>	<p>第百三十八条第 三項</p>	<p>第百三十八条第 四項</p>	<p>第百三十九条第 一項</p>
<p>前項</p>	<p>特別徴収対象保険料 額</p>	<p>前項</p>	<p>第一号被保険者</p>
<p>施行令附則第十二条 第六項において準用 する前項</p>	<p>同条第三項の規定に より特別徴収の方法 によって徴収する保 険料額</p>	<p>施行令附則第十二条 第二項において準用 する第百三十四条第 七項</p>	<p>被保険者 高齢者医療確保法第 百九条</p>

第百四十一条第 二項	第百四十一条第 一項	行う介護保険の	同項	この法律	第一号被保険者	前項	第百三十九条第 二項	第一号被保険者	普通徴収
施行令附則第十二条 第六項において準用	高年齢者医療確保法第 五十五条第一項	徴収に係る	同条第六項において 準用する前項	高年齢者医療確保法	被保険者	施行令附則第十二条 第六項において準用 する前項	施行令附則第十二条 第六項において準用 する次項	被保険者	高年齢者医療確保法第 百七条第一項に規定 する普通徴収

する前項

7 前項において準用する新介護保険法第百二十五条第六項に規定する場合においては、介護保険法の規定による介護保険の保険料の特別徴収に係る老齢等年金給付について保険料を徴収させるものとする。

8 第六項において準用する新介護保険法第百三十八条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

新介護保険法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百三十六条第四項	第一項	高齢者の医療の確保に関する法律施行令（以下「施行令」という。）附則第十二条第六項において準用する第百三十八条第一項
	当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会及び指定法人	施行令附則第十二条第六項において準用する前条第五項に規定する特別徴収対象被保険者（施行令附則第十二条第六項において準用する第百

	<p>第百三十六条第 五項</p>	
	<p>第一項</p>	<p>特定年金保険者</p>
<p>三十八条第二項において準用する次項及び第六項において「特別徴収対象被保険者」という。）が施行令附則第十二条第六項において準用する第百三十八条第一項に規定する場合に該当するに至ったときは、速やかに、連合会及び指定法人の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら</p>	<p>施行令附則第十二条第六項において準用する第百三十八条第一項</p>	<p>施行令附則第十二条第二項において準用する第百三十四条第十一項に規定する当該同意に係る年金保険者</p>

	<p>第百三十六条第六項</p>	
<p>当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官</p>	<p>第一項</p> <p>当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会</p>	
<p>特別徴収対象被保険者が施行令附則第十二条第六項において準用する第百三十八条第一項</p> <p>、これら</p> <p>施行令附則第十二条第六項において準用する第百三十八条第一項</p>	<p>特別徴収対象被保険者が施行令附則第十二条第六項において準用する第百三十八条第一項に規定する場合には、速やかに、連合会、指定法</p>	<p>特別徴収対象被保険者が施行令附則第十二条第六項において準用する第百三十八条第一項に規定する場合には、速やかに、連合会、指定法</p>

		<p>人及び地方公務員共 済組合連合会の順に 經由して行われるよ う連合会に伝達する ことにより、これら</p>
<p>9 第六項において準用する新介護保険法第百四十一条第二項の規 定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>新介護保険法の 規定中読み替え る規定</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第百三十六条第 四項</p>	<p>第一項</p>	<p>高齢者の医療の確保 に関する法律施行令 (以下「施行令」と いう。) 附則第十二 条第六項において準 用する第百四十一条 第一項</p>
<p>第百三十六条第 第一項</p>	<p>当該年度の初日の属 する年の七月三十一 日までに、政令で定 めるところにより、 連合会及び指定法人</p>	<p>速やかに、連合会及 び指定法人の順に経 由して行われるよう 連合会に伝達するこ とにより、これら</p>
<p>第百三十六条第</p>	<p>第一項</p>	<p>施行令附則第十二条</p>

五項	第六項 第三百三十六条第
特定年金保険者	第一項
第六項において準用する第四百四十一条第一項	施行令附則第十二条第二項において準用する第三百三十四条第十一項に規定する当該同意に係る年金保険者
当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及び社会保険庁長官	当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに、政令で定めるところにより、連合会、指定法人及
速やかに、連合会、指定法人及び社会保険庁長官の順に經由して行われるよう連合会に伝達することにより、これら	速やかに、連合会、指定法人及び地方公務員共済組合連合会の順に經由して行われるよう連合会に伝

(削る)

ひ地方公務員共済組 合連合会	達することにより、 これら
-------------------	------------------

(法附則第十四条第一項の市町村に係る保険料の賦課の特例)

第十三条 後期高齢者医療広域連合が法附則第十四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準に該当する市町村(以下この条において「特定市町村」という。)の区域内に住所を有する被保険者(特定地域被保険者を除く。以下この条において「特定市町村区域内被保険者」という。)に対して課する保険料の算定に係る同項に規定する政令で定める基準は、第十八条第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 当該保険料の賦課額は、特定市町村区域内被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。
- 二 前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に特定市町村所得割率を乗じて得た額とすること。
- 三 前号の特定市町村所得割率は、地域の実情その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した率とすること。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の所得割率に、当該特定市町村に係る給付費比率に一から給付費比率を控除した率に経過調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た率を下回らないものとする。
- 四 前号の給付費比率は、当該後期高齢者医療広域連合の被保険者一人当たりの法第九十三条第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額(以下この号において「療養の給付等に要する費用の額」という。)に対する特定市町村区域内被保険者一人

当たりの療養の給付等に要する費用の額の割合に相当するものとして法附則第十四条第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準との整合性に配慮して厚生労働省令で定めるところにより算定した率とする。

五 第三号の経過的調整率は、次のイからハまでに掲げる後期高齢者医療広域連合の区分に応じ、当該イからハまでに定める率とする。

イ 法附則第十四条第一項の条例で定める期間（以下この号において「特例期間」という。）を平成二十年四月一日から起算して六年以内とする後期高齢者医療広域連合（ロ又はハに掲げる後期高齢者医療広域連合を除く。）（1）から（3）までに掲げる年度の区分に応じ、当該（1）から（3）までに定める率

（1）平成二十年度及び平成二十一年度 六分の三

（2）平成二十二年度及び平成二十三年度 六分の四

（3）平成二十四年度及び平成二十五年 六分の五

ロ 特例期間を平成二十年四月一日から起算して四年以内とする後期高齢者医療広域連合（ハに掲げる後期高齢者医療広域連合を除く。）（1）又は（2）に掲げる年度の区分に応じ、当該

（1）又は（2）に定める率

（1）平成二十年度及び平成二十一年度 四分の二

（2）平成二十二年度及び平成二十三年度 四分の三

ハ 特例期間を平成二十年四月一日から起算して二年以内とする後期高齢者医療広域連合 二分の一

六 第一号の被保険者均等割額は、地域の実情その他の事情を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した額とすること。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の第十八条第一項第一号の被保険者均等割額に、当該特定市町村に係る第三号の給付費比率に一から当該給付費比率を控除した率に前号イからハま

(削る)

でに掲げる区分に応じ、同号イからハまでに定める第三号の経過的調整率を乗じて得た率を加えた率を乗じて得た額を下回らないものとする。

七 第一号の賦課額は、五十五万円を超えることができないものであること。

(都道府県知事との協議に関する特例)

第十四条 平成二十年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間、第三十六条の規定の適用については、同条第二号中「第四百条第二項」とあるのは、「第四百条第二項又は附則第十四条第一項」とする。

○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（前期高齢者交付金）</p> <p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、毎年度、保険者に対して高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金（第二条において「前期高齢者交付金」という。）を交付するものとする。</p> <p>（保険者の財政力の見込みの算定方法）</p> <p>第一条の二 法第三十八条第一項第二号の保険者の財政力の見込みは、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 被用者保険等保険者（法第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。） 当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額（被用者保険等保険者の被保険者一人当たりの標準報酬総額（法第二百二十条第二項に規定する標準報酬総額をいう。附則第二条第二項及び第三条第三項において同じ。）をいう。以下同じ。）の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額</p> <p>二 市町村（特別区を含む。以下同じ。） 当該年度における当該市町村の市町村被保険者一人当たり所得見込額（市町村の被保険者一人当たりの所得の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。次条第二号において同じ。）</p>	<p>（前期高齢者交付金）</p> <p>第一条 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）は、毎年度、保険者に対して高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第一項に規定する前期高齢者交付金（次条において「前期高齢者交付金」という。）を交付するものとする。</p> <p>（新設）</p>

三 国民健康保険組合 当該年度における当該国民健康保険組合の組合被保険者一人当たり所得見込額（国民健康保険組合の被保険者一人当たりの所得の見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。次条第三号において同じ。）

（保険者の財政力の見込みの基準）

第一条の三 法第三十八条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 被用者保険等被保険者 当該年度における全ての被用者保険等被保険者に係る被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額の中央値として厚生労働大臣が定める額
- 二 市町村 当該年度における全ての市町村の市町村被保険者一人当たり所得見込額のうち最も少ない額
- 三 国民健康保険組合 当該年度における全ての国民健康保険組合の組合被保険者一人当たり所得見込額のうち最も少ない額

（概算負担調整額調整率の算定方法）

第一条の四 法第三十八条第三項の概算負担調整額調整率は、全ての保険者について、百分の百とする。

（法第三十八条第四項の政令で定める割合）

第一条の五 法第三十八条第四項の政令で定める割合は、百分の三〇とする。

（法第三十八条第五項の政令で定める割合）

第一条の六 法第三十八条第五項の政令で定める割合は、百分の四五とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

(保険者の財政力の算定方法)

第一条の七 法第三十九条第一項第二号の保険者の財政力は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 前々年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 市町村 前々年度における当該市町村の市町村被保険者一人当たり所得額(市町村の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。次条第二号において同じ。)

三 国民健康保険組合 前々年度における当該国民健康保険組合の組合被保険者一人当たり所得額(国民健康保険組合の被保険者一人当たりの所得の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額をいう。次条第三号において同じ。)

(保険者の財政力の基準)

第一条の八 法第三十九条第一項第二号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 被用者保険等保険者 前々年度における全ての被用者保険等保険者に係る被保険者一人当たり標準報酬総額の中央値として厚生労働大臣が定める額

二 市町村 前々年度における全ての市町村の市町村被保険者一人当たり所得額のうち最も少ない額

三 国民健康保険組合 前々年度における全ての国民健康保険組合の組合被保険者一人当たり所得額のうち最も少ない額

(新設)

(新設)

(確定負担調整額調整率の算定方法)

第一条の九 法第三十九条第三項の確定負担調整額調整率は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

- 一 前々年度における全ての保険者の法第三十五条第二項第二号イに掲げる額について、当該額が最も少ない保険者から順次に数えて、全ての保険者の百分の五に相当する順位の保険者に係る前期高齢者である加入者一人当たりの前期高齢者給付費額として厚生労働大臣が定める額以下である保険者（以下この項において「低医療費水準保険者」という。） 低医療費水準保険者に係る負担再調整負担割合（前々年度における全ての低医療費水準保険者に係る加入者の総数を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た率に百分の十を乗じて得た率をいう。次号において同じ。）に百分の九十を加えて得た率として厚生労働大臣が定める率
- 二 低医療費水準保険者以外の保険者 百分の十から低医療費水準保険者に係る負担再調整負担割合を控除して得た率に前々年度における全ての低医療費水準保険者に係る調整前負担調整額の総額を同年度における全ての低医療費水準保険者以外の保険者に係る調整前負担調整額の総額で除して得た率を乗じて得た率に一を加えて得た率として厚生労働大臣が定める率

2 | 前項第二号の調整前負担調整額は、前々年度における法第三十九条第三項各号に掲げる額の合計額を同年度における全ての保険者に係る加入者の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した同年度における当該保険者に係る加入者の数を乗じて得た額とする。

(保険者の合併等の場合における前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の特例)

(新設)

(保険者の合併等の場合における前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金等の額の算定の特例)

第二条 (略)

2 前項ただし書に規定する場合における次の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に該当する成立保険者等に係る合併等年度の前期高齢者交付金の額の算定については、当該区分に応じ、法第十三条第一項ただし書中「前々年度の概算前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句と、「同年度の確定前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。

合併により成立した保険者	当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額の合計額	当該合併により消滅した保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額の合計額	合併後存続する保険者	当該保険者に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者に係る同年度の概算前期高齢者交付金の額を加えて得た額	当該保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額を加えて得た額
--------------	--	---------------------------------------	------------	--	---------------------------------

第二条 (略)

2 前項ただし書に規定する場合における次の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に該当する成立保険者等に係る合併等年度の前期高齢者交付金の額の算定については、当該区分に応じ、法第十三条第一項ただし書中「前々年度の概算前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句に、「前々年度の確定前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。

合併により成立した保険者	当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額の合計額	当該合併により消滅した保険者に係る当該合併が行われた年度の前々年度の確定前期高齢者交付金の額の合計額	合併後存続する保険者	当該保険者に係る当該合併が行われた年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者に係る同年度の概算前期高齢者交付金の額を加えて得た額	当該保険者に係る当該合併が行われた年度の前々年度の確定前期高齢者交付金の額を加えて得た額
--------------	--	--	------------	--	--

<p>分割により成立した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）</p>	<p>解散した保険者の権利義務を承継した保険者</p>
<p>当該分割により消滅した保険者に係る当該分割が行われた年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額を当該分割により成立した保険者に係る当該分割時における加入者の数に応じて按分して得た額</p>	<p>当該保険者に係る当該分割が行われた年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額に当該解散により消滅した保険者に係る同年度の概算前期高齢者交付金の額を加えて得た額</p>
<p>当該分割により消滅した保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額を当該分割により成立した保険者に係る当該分割時における加入者の数に応じて按分して得た額</p>	<p>当該保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額に当該解散により消滅した保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額を加えて得た額</p>

4 3 (略)

成立保険者等に係る合併等年度の翌々年度の前期高齢者交付金の額の算定については、次の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に応じ、法第三十三条第一項ただし書中「前々年度の概算前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句と、「同

<p>分割により成立した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）</p>	<p>解散した保険者の権利義務を承継した保険者</p>
<p>当該分割により消滅した保険者に係る当該分割が行われた年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額を当該分割により成立した保険者に係る当該分割時における加入者の数に応じて按分して得た額</p>	<p>当該保険者に係る当該分割が行われた年度の前々年度の概算前期高齢者交付金の額に当該解散により消滅した保険者に係る当該解散が行われた年度の概算前期高齢者交付金の額を加えて得た額</p>
<p>当該分割により消滅した保険者に係る当該分割が行われた年度の前々年度の確定前期高齢者交付金の額を当該分割により成立した保険者に係る当該分割時における加入者の数に応じて按分して得た額</p>	<p>当該保険者に係る当該分割が行われた年度の前々年度の確定前期高齢者交付金の額に当該解散により消滅した保険者に係る当該解散が行われた年度の前期高齢者交付金の額を加えて得た額</p>

4 3 (略)

成立保険者等に係る合併等年度の翌々年度の前期高齢者交付金の額の算定については、次の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に応じ、法第三十三条第一項ただし書中「前々年度の概算前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の中欄に掲げる字句に、「前

年度の確定前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句とする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでない。

合併により成立した保険者	当該合併により消滅した保険者に係る年度の確定前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者として当該年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額の合計額	当該保険者に係る年度の確定前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者として当該年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額の合計額	当該保険者に係る年度の確定前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者として当該年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額の合計額
合併後存続する保険者	当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額	当該保険者に係る年度の確定前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額を加えて得た額	当該保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額を加えて得た額
分割により成立	当該分割により消滅	当該保険者に係る同	当該保険者に係る同

々年度の確定前期高齢者交付金の額」とあるのは同表の下欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えるものとする。ただし、合併、分割又は解散が合併等年度の初日に行われたときは、この限りでない。

合併により成立した保険者	当該合併により消滅した保険者に係る年度の確定前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者として当該年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額の合計額	当該保険者に係る年度の確定前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者として当該年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額の合計額	当該保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額を加えて得た額
合併後存続する保険者	当該合併が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該合併前に算定された額	当該保険者に係る年度の確定前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額を加えて得た額	当該保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額に当該合併により消滅した保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額を加えて得た額
分割により成立	当該分割により消滅	当該保険者に係る同	当該保険者に係る同

<p>した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）</p>	<p>分割後存続する保険者がある場合における分割により成立した保険者及び分割後存続する保険者</p>
<p>した保険者に係る当該分割が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該分割前に算定された額を当該分割により成立した保険者に係る当該分割時における加入者の数に応じて按分して得た額</p>	<p>当該分割後存続する保険者に係る当該分割が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該分割前に算定された額を当該分割により成立した保険者及び当該分割後存続する保険者に係る当該分割時における加入者の数及び当該分割の時期に応じて按分して得た額</p>
<p>年度の確定前期高齢者交付金の額に当該分割により消滅した保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額を当該分割により成立した保険者に係る当該分割時における加入者の数に応じて按分して得た額を加えて得た額</p>	<p>当該保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額</p>
<p>した保険者（分割後存続する保険者がある場合を除く。）</p>	<p>分割後存続する保険者がある場合における分割により成立した保険者及び分割後存続する保険者</p>
<p>した保険者に係る当該分割が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該分割前に算定された額を当該分割により成立した保険者に係る当該分割時における加入者の数に応じて按分して得た額</p>	<p>当該分割後存続する保険者に係る当該分割が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該分割前に算定された額を当該分割により成立した保険者及び当該分割後存続する保険者に係る当該分割時における加入者の数及び当該分割の時期に応じて按分して得た額</p>
<p>当該分割が行われた年度の確定前期高齢者交付金の額に当該分割により消滅した保険者に係る当該分割が行われた年度の確定前期高齢者交付金の額を当該分割により成立した保険者に係る当該分割時における加入者の数に応じて按分して得た額を加えて得た額</p>	<p>当該保険者に係る当該分割が行われた年度の確定前期高齢者交付金の額</p>

解散した保険者の権利義務を承継した保険者	当該保険者に係る当該解散が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該解散前に算定された額に当該解散をした保険者に係る同年度の概算前期高齢者交付金の額を加えて得た額	当該保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額に当該解散をした保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額を加えて得た額
----------------------	--	---

5 第二項の規定は、第一項ただし書に規定する場合における第二項の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に該当する成立保険者等に係る法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金（次項及び第七項において「前期高齢者納付金」という。）の額の算定について準用する。この場合において、第二項中「第三十三条第一項ただし書」とあるのは「第三十七条第一項ただし書」と、「概算前期高齢者交付金」とあるのは「概算前期高齢者納付金」と、「確定前期高齢者交付金」とあるのは「確定前期高齢者納付金」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定は、第二項の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に該当する成立保険者等に係る合併等年度の翌年度の前期高齢者納付金の額の算定について準用する。この場合において、第三項中「前項」とあり、及び「同項」とあるのは、「第五項において準用する前項」と読み替えるものとする。

解散した保険者の権利義務を承継した保険者	当該保険者に係る当該解散が行われた年度の概算前期高齢者交付金として当該解散前に算定された額に当該解散をした保険者に係る同年度の概算前期高齢者交付金の額を加えて得た額	当該保険者に係る当該解散が行われた年度の確定前期高齢者交付金の額に当該解散をした保険者に係る同年度の確定前期高齢者交付金の額を加えて得た額
----------------------	--	---

5 第二項の規定は、第一項ただし書に規定する場合における第二項の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に該当する成立保険者等に係る法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金（以下この条において「前期高齢者納付金」という。）の額の算定について準用する。この場合において、第二項中「第三十三条第一項ただし書」とあるのは「第三十七条第一項ただし書」と、「概算前期高齢者交付金」とあるのは「概算前期高齢者納付金」と、「確定前期高齢者交付金」とあるのは「確定前期高齢者納付金」と読み替えるものとする。

6 第三項の規定は、第二項の表の上欄に掲げる成立保険者等の区分に該当する成立保険者等に係る合併等年度の翌年度の前期高齢者納付金の額の算定について準用する。この場合において、第三項中「前項」とあるのは「第五項において準用する前項」と、「同項」とあるのは「第五項において準用する前項」と読み替えるものとする。

7 (略)

第三条 (前期高齢者納付金等及び延滞金の徴収の請求)
(略)

第四条 (国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)
(略)

2 (略)

3 法第九十三条第二項の政令で定めるところにより算定する額は、被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(第二十一条各号において「病院等」という。)について受けた療養に係る費用の額(当該療養(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。))第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養(第二十一条各号において「特定給付対象療養」という。)を除く。)につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が八十万円を超えるものの当該超える部分の額とする。

4 法第九十三条第三項の規定により、毎年度国が支払基金に対して交付する額は、当該年度における法第三十八条第三項第三号に規定する特別負担調整見込額の総額等(以下この項において「特別負担調整見込額の総額等」という。)の二分の一とする。ただし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の法第三十九条第三項第三号に規定する特別負担調整額の総額等を超えるときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等からその超える額を控除して得た額の二分の一とし、前々年度の特別負担調整見込額の総額等が同年度の同号に規定する特別負担調整額の総額等に

ものとする。

7 (略)

第三条 (前期高齢者納付金等及び延滞金の徴収の請求)
(略)

第四条 (国の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)
(略)

2 (略)

3 法第九十三条第二項の政令で定めるところにより算定する額は、被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者(以下「病院等」という。)について受けた療養に係る費用の額(当該療養(高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号。以下「令」という。))第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養(第二十一条において「特定給付対象療養」という。)を除く。)につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が八十万円を超えるものの当該超える部分の額とする。

(新設)

満たないときは、当該年度の特別負担調整見込額の総額等にその満たない額を加算して得た額の二分の一とする。

(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金の減額)

第五条 (略)

2・3 (略)

(調整交付金)

第六条 (略)

2・6 (略)

(都道府県の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)

第七条 (略)

2 (略)

(都道府県の後期高齢者医療給付費に対する負担金の減額)

第八条 (略)

(市町村の後期高齢者医療給付費に対する負担金の額)

第九条 法第九十八条の規定により、毎年度市町村が後期高齢者医療広域連合に対して負担する額は、当該年度における当該市町村がその保険料を徴収する被保険者に係る負担対象額の十二分の一に相当する額とする。

(市町村の特別会計への繰入れ等)

第十条 (略)

2・3 (略)

(国の後期高齢者医療給付費に対する負担金の減額)

第五条 (略)

2・3 (略)

(調整交付金)

第六条 (略)

2・6 (略)

(都道府県の後期高齢者医療給付費に対する負担金等の額)

第七条 (略)

2 (略)

(都道府県の後期高齢者医療給付費に対する負担金の減額)

第八条 (略)

(市町村の後期高齢者医療給付費に対する負担金の額)

第九条 法第九十八条の規定により、毎年度市町村(特別区を含む。以下同じ。)が後期高齢者医療広域連合に対して負担する額は、当該年度における当該市町村がその保険料を徴収する被保険者に係る負担対象額の十二分の一に相当する額とする。

(市町村の特別会計への繰入れ等)

第十条 (略)

2・3 (略)

(後期高齢者交付金の額)

第十一条 (略)

(平成二十八年度及び平成二十九年度における後期高齢者負担率)

第十一条之二 (略)

(後期高齢者交付金の減額)

第十二条 第五条の規定は、法第百一条の規定による後期高齢者交付金の減額について準用する。この場合において、第五条第一項中「確保していない」とあるのは「確保せず、又は支出すべきでない経費を不当に支出した」と、「確保する」とあるのは「確保し、又は不当に支出した経費を回収する」と、同条第三項中「第九十四条」とあるのは「第百一条」と、「国の負担金の額を減額する」とあるのは「後期高齢者交付金の額を減額することを支払基金に対して命ずる」と読み替えるものとする。

(財政安定化基金による交付事業)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の市町村保険料収納下限額は、市町村予定保険料収納額に、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに当該市町村がその保険料を徴収する被保険者の数等の区分に応じて厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。

(後期高齢者交付金の額)

第十一条 (略)

(平成二十八年度及び平成二十九年度における後期高齢者負担率)

第十一条之二 (略)

(後期高齢者交付金の減額)

第十二条 第五条の規定は、法第百一条の規定による後期高齢者交付金の減額について準用する。この場合において、第五条第一項中「確保していない」とあるのは「確保せず、又は支出すべきでない経費を不当に支出した」と、「確保する」とあるのは「確保し、又は不当に支出した経費を回収する」と、同条第二項中「前項」とあるのは「第十二条において準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条において準用する同項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第十二条において準用する第一項」と、「第九十四条」とあるのは「第百一条」と、「国の負担金の額を減額する」とあるのは「後期高齢者交付金の額を減額することを社会保険診療報酬支払基金に対して命ずる」と読み替えるものとする。

(財政安定化基金による交付事業)

第十三条 (略)

2・3 (略)

4 第二項の市町村保険料収納下限額は、市町村予定保険料収納額に、当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに当該市町村の被保険者の数等の区分に応じて厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とする。

5～9 (略)

(財政安定化基金による貸付事業)

第十四条 (略)

2～5 (略)

(予定保険料収納額の算定方法)

第十五条 (略)

(実績保険料収納額の算定方法)

第十六条 (略)

(基金事業対象収入額の算定方法)

第十七条 基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第一百条第一項の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第一百七十七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第一百二条及び第一百三十三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額とする。

(基金事業対象費用額の算定方法)

5～9 (略)

(財政安定化基金による貸付事業)

第十四条 (略)

2～5 (略)

(予定保険料収納額の算定方法)

第十五条 (略)

(実績保険料収納額の算定方法)

第十六条 (略)

(基金事業対象収入額の算定方法)

第十七条 基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額、法第九十三条、第九十六条及び第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第一百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第一百七十七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第一百二条及び第一百三十三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のための収入の額のうち療養の給付等に要した費用の額、財政安定化基金拠出金及び法第一百七十七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金の償還に要した費用の額に充てるものとして厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額とする。

(基金事業対象費用額の算定方法)

第十八条 (略)

(財政安定化基金拠出金の額の算定方法等)

第十九条 (略)

2 (略)

3 拠出金の額のうち特定期間の初年度(第五項及び第七項において「初年度」という。)において都道府県が後期高齢者医療広域連合から徴収する額は、拠出金の額の二分の一に相当する額以上の額とする。

4 (略)

5 前項の額のうち初年度において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額は、同項の額から第一項から第三項までの規定により後期高齢者医療広域連合から徴収する額並びに次項及び第七項の規定により国が負担する額の合計額を控除して得た額の二分の一に相当する額以上の額とする。

6・7 (略)

(条例への委任)

第二十条 (略)

(特別高額医療費共同事業交付金の額)

第二十一条 法第一百七十七条第一項の規定による交付金(以下「特別高額医療費共同事業交付金」という。)は、毎年度法第七十条第五項に規定する指定法人(以下「指定法人」という。)が後期高齢者医療広域連合に対して交付するものとし、その額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度分として交付すべき額の算定の基礎とすべき期間として厚生労働省令で定める期間における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費

第十八条 (略)

(財政安定化基金拠出金の額の算定方法等)

第十九条 (略)

2 (略)

3 拠出金の額のうち特定期間の初年度(以下この条において「初年度」という。)において都道府県が後期高齢者医療広域連合から徴収する額は、拠出金の額の二分の一に相当する額以上の額とする。

4 (略)

5 前項の額のうち初年度において都道府県が財政安定化基金に繰り入れる額については、同項の額から第一項から第三項までの規定により後期高齢者医療広域連合から徴収する額並びに次項及び第七項の規定により国が負担する額の合計額を控除して得た額の二分の一に相当する額以上の額とする。

6・7 (略)

(条例への委任)

第二十条 (略)

(特別高額医療費共同事業交付金の額)

第二十一条 法第一百七十七条第一項の規定による交付金(以下「特別高額医療費共同事業交付金」という。)は、毎年度法第七十条第五項に規定する指定法人(以下「指定法人」という。)が後期高齢者医療広域連合に対して交付するものとし、その額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度分として交付すべき額の算定の基礎とすべき期間として厚生労働省令で定める期間における被保険者に係る療養の給付に要した費用の額、入院時食事療養費

、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち第一号に掲げる額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額とする。

一 当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される被保険者を除く。）が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるもの二百万円を超える部分の額の合計額であつて、当該年度分として交付すべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される被保険者に限る。）が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるもの二百万円を超える部分の額の合計額であつて、当該年度分として交付すべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

（特別高額医療費共同事業に係る拠出金）
第二十二條（略）

、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費若しくは特別療養費の支給についての療養につき算定した費用の額又は移送費の支給に要した費用の額のうち第一号に掲げる額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額と第二号に掲げる額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額とする。

一 当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される被保険者を除く。）が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるもの二百万円を超える部分の額の合計額であつて、当該年度分として交付すべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

二 当該後期高齢者医療広域連合の被保険者（法第六十七条第一項第二号の規定が適用される被保険者に限る。）が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき法第五十七条第一項に規定する法令による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるもの二百万円を超える部分の額の合計額であつて、当該年度分として交付すべき額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額

（特別高額医療費共同事業に係る拠出金）
第二十二條（略）

(特別高額医療費共同事業拠出金)

第二十三条 (略)

(特別高額医療費共同事業事務費拠出金)

第二十四条 第二十二條の特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度における法第百七十七條第一項及び第二項の規定により後期高齢者医療広域連合に対して特別高額医療費共同事業交付金を交付し、後期高齢者医療広域連合から拠出金を徴収する指定法人の業務及びこれに附帯する業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の数に応じて厚生労働省令で定めるところにより算定した額を基準として、指定法人が定める。

(省令への委任)

第二十五条 (略)

(標準報酬総額の補正)

第二十五条の二 法第二百十條第一項第一号イの標準報酬総額は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定めるところにより補正して得た額とする。

一 全国健康保険協会及び健康保険組合 全国健康保険協会及び当該健康保険組合の被保険者の健康保険法(大正十一年法律第七十号)又は船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額に百分の百を乗じて得た額及び当該被保険者の健康保険法又は船員保険法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

二 共済組合 当該共済組合の組合員(国家公務員共済組合法(

(特別高額医療費共同事業拠出金)

第二十三条 (略)

(特別高額医療費共同事業事務費拠出金)

第二十四条 第二十二條の特別高額医療費共同事業事務費拠出金の額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度における法第百七十七條第一項及び第二項の規定により後期高齢者医療広域連合に対して特別高額医療費共同事業交付金を交付し、後期高齢者医療広域連合から拠出金を徴収する指定法人の業務及びこれに附帯する業務に関する事務の処理に要する費用の見込額を基礎として、各後期高齢者医療広域連合の被保険者の数に応じて厚生労働省令で定めるところにより算定した額を基準として、指定法人が定める。

(省令への委任)

第二十五条 (略)

(新設)

昭和三十三年法律第二百二十八号)及び地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)による短期給付に関する規定が適用されない者を除く。以下この号及び次項において同じ。)

イ)の標準報酬の月額(国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準報酬(以下この条において「標準報酬」という。)の月額をいう。以下この条において同じ。))の前々年度の合計額の総額(当該共済組合の組合員の標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員がある場合にあつては、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額)及び当該共済組合の組合員の標準期末手当等の額(国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に規定する標準期末手当等の額をいう。第四号において同じ。))の同年度の合計額の総額を合算した額

イ 前々年度の厚生労働省令で定める基準となる月(以下この項において「基準月」という。)における標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員の標準報酬の月額の基本となった報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額(以下この条において「標準報酬月額」という。))の総額及び同年度の基準月における標準報酬の月額が標準報酬の等級の最高等級又は最低等級に属する組合員以外の組合員の標準報酬の月額を合算した額

ロ 前々年度の基準月における当該共済組合の組合員の標準報酬の月額を合算した額

三 日本私立学校振興・共済事業団 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(同法附則第二十項の規定により健康保険法

による保険給付のみを受けることができることとなった者を除く。以下この条において「加入者」という。）の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の前々年度の合計額の総額（加入者の同法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者がある場合にあつては、当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の前年度の合計額の総額に、厚生労働省令で定めるところにより、イに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率を乗じて得た額）及び加入者の同法に規定する標準賞与額の同年度の合計額の総額を合算した額

イ 前々年度の基準月における私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者の同法に規定する標準報酬月額を基礎となつた報酬の月額を健康保険法の規定による報酬月額とみなして定めた同法に規定する標準報酬月額の総額及び同年度の基準月における私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額が同法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級又は最低等級に属する加入者以外の加入者の同法に規定する標準報酬月額の総額を合算した額

ロ 前々年度の基準月における加入者の私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の総額

四

国民健康保険組合（被用者保険等保険者であるものに限る。以下この号において「組合」という。） 組合の組合員の健康

保険法若しくは船員保険法に規定する標準報酬月額若しくは標準報酬の月額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額又は健康保険法若しくは船員保険法に規定する標準賞与額若しくは標準期末手当等の額若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定

めるもの（以下この号において「組合員の報酬」という。）の前々年度の合計額の総額を、組合員の報酬の内容に応じ、前三号の規定による補正の方法を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより補正して得た額

2| 健康保険法に規定する標準報酬月額等の等級又は標準報酬の等級若しくは私立学校教職員共済法に規定する標準報酬月額の等級の最高等級の額又は最低等級の額が改定された年度の前項第二号の共済組合の組合員の標準報酬の月額の合計額の総額及び同項第三号の加入者の同法に規定する標準報酬月額の合計額の総額については、当該共済組合の組合員の標準報酬の月額の同年度の合計額の総額及び当該加入者の同法に規定する標準報酬月額の同年度の合計額の総額をそれぞれ同年度の四月から当該改定が行われた月（以下この項において「改定月」という。）の前月までの期間に係る額と改定月から同年度の三月までの期間に係る額に区分し、それぞれの額につき前項第二号及び第三号の規定の例により厚生労働省令で定めるところにより補正して得た額を合算した額とする。

（概算後期高齢者支援金調整率）

第二十五条の二の二 法第百二十一条第一項各号の概算後期高齢者支援金調整率は、全ての保険者について、百分の百とする。

（確定後期高齢者支援金調整率）

第二十五条の三 法第百二十一条第一項各号の確定後期高齢者支援金調整率は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 各保険者に係る加入者の数及び保険者の種類を勘案して、法第十九条第二項第二号に掲げる目標についての達成状況及び特

（概算後期高齢者支援金調整率）

第二十五条の二 法第百二十一条第一項の概算後期高齢者支援金調整率は、全ての保険者について、百分の百とする。

（確定後期高齢者支援金調整率）

第二十五条の三 法第百二十一条第一項の確定後期高齢者支援金調整率は、次の各号に掲げる保険者の区分に応じ、当該各号に定める率とする。

一 各保険者に係る加入者の数及び保険者の種類を勘案して、法第十九条第二項第二号に掲げる目標についての達成状況及び特

定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下この号及び次号において同じ。）の実施状況が著しく不十分なものとして厚生労働省令で定める基準に該当する保険者（特定健康診査等の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準に該当するものを除く。次号イにおいて「加算対象保険者」という。） 百分の百・二三

2 (略)

（保険者の合併等の場合における後期高齢者支援金等の額の算定の特例）

第二十六条 第二条第一項（同項第二号イ及び第三号イを除く。）から第四項までの規定は、法第二百二十四条において準用する法第四十一条の規定による成立保険者等に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例について準用する。この場合において、第二条第一項中「前期高齢者交付金及び法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）」とあるのは「法第一百八条第一項に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」と、同項第一号中「前期高齢者交付金に係る債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務」とあるのは「後期高齢者支援金等に係る債務」と、同項第二号及び第三号中「次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに」とあるのは「ロに」と、同条第二項中「の前期高齢者交付金」とあるのは「の後期高齢者支援金」と、「第三十三条第一項ただし書」とあるのは「第一百九条第一項ただし書」と、「概算前期高齢者交付金」とあるのは「概算後期高齢者支援金」と、「確定前期高齢者交付金」とあるのは「確定後期高齢者支

定健康診査等（法第十八条第二項第一号に規定する特定健康診査等をいう。以下この条において同じ。）の実施状況が著しく不十分なものとして厚生労働省令で定める基準に該当する保険者（特定健康診査等の実施状況が著しく不十分であることについてやむを得ない事由があるものとして厚生労働省令で定める基準に該当するものを除く。次号イにおいて「加算対象保険者」という。） 百分の百・二三

2 (略)

（保険者の合併等の場合における後期高齢者支援金等の額の算定の特例）

第二十六条 第二条第一項（同項第二号イ及び第三号イを除く。）から第四項までの規定は、法第二百二十四条において準用する法第四十一条の規定による成立保険者等に係る後期高齢者支援金等の額の算定の特例について準用する。この場合において、第二条第一項中「前期高齢者交付金及び法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）」とあるのは「法第一百八条に規定する後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）」と、「前期高齢者交付金に係る債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務」とあるのは「後期高齢者支援金等に係る債務」と、「次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに」とあるのは「第二十六条において準用するロ」と、同条第二項中「前項ただし書」とあるのは「第二十六条において準用する前項ただし書」と、「の前期高齢者交付金」とあるのは「の後期高齢者支援金」と、「第三十三条第一項ただし書」とあるのは「第一百九条第一項ただし書」と、「概算前期高齢者交付金」とあるのは「概算後期高齢者支援金」と

援金」と、同条第三項中「前期高齢者交付金」とあるのは「後期高齢者支援金」と、同条第四項中「の前期高齢者交付金」とあるのは「の後期高齢者支援金」と、「第三十三条第一項ただし書」とあるのは「第百十九条第一項ただし書」と、「概算前期高齢者交付金」とあるのは「概算後期高齢者支援金」と、「確定前期高齢者交付金」とあるのは「確定後期高齢者支援金」と読み替えるものとする。

第二十七条 (略)
(後期高齢者支援金等及び延滞金の徴収の請求)

第二十八条 (略)
(基金高齢者医療制度債券の形式)

第二十九条 (略)
(基金高齢者医療制度債券の発行の方法)

第三十条 (略)
(基金高齢者医療制度債券申込証)

2・3 (略)

(基金高齢者医療制度債券の引受け)

第三十一条 (略)

2 (略)

(基金高齢者医療制度債券の成立の特則)

、「確定前期高齢者交付金」とあるのは「確定後期高齢者支援金」と、同条第三項中「前項」とあるのは「第二十六条において準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条において準用する同項」と、「前期高齢者交付金」とあるのは「後期高齢者支援金」と、同条第四項中「の前期高齢者交付金」とあるのは「の後期高齢者支援金」と、「第三十三条第一項ただし書」とあるのは「第百十九条第一項ただし書」と、「概算前期高齢者交付金」とあるのは「概算後期高齢者支援金」と、「確定前期高齢者交付金」とあるのは「確定後期高齢者支援金」と読み替えるものとする。

第二十七条 (略)
(後期高齢者支援金等及び延滞金の徴収の請求)

第二十八条 (略)
(基金高齢者医療制度債券の形式)

第二十九条 (略)
(基金高齢者医療制度債券の発行の方法)

第三十条 (略)
(基金高齢者医療制度債券申込証)

2・3 (略)

(基金高齢者医療制度債券の引受け)

第三十一条 (略)

2 (略)

(基金高齢者医療制度債券の成立の特則)

第三十二条 (略)

(基金高齢者医療制度債券の払込み)
第三十三条 (略)

(債券の発行)
第三十四条 (略)
2 (略)

(基金高齢者医療制度債券原簿)
第三十五条 (略)
2 (略)

(利札が欠けている場合)
第三十六条 (略)
2 (略)

(基金高齢者医療制度債券の発行の認可)
第三十七条 (略)
2 (略)

(事務の区分)
第三十八条 (略)

附則

(施行期日)
第一条 (略)

第三十二条 (略)

(基金高齢者医療制度債券の払込み)
第三十三条 (略)

(債券の発行)
第三十四条 (略)
2 (略)

(基金高齢者医療制度債券原簿)
第三十五条 (略)
2 (略)

(利札が欠けている場合)
第三十六条 (略)
2 (略)

(基金高齢者医療制度債券の発行の認可)
第三十七条 (略)
2 (略)

(事務の区分)
第三十八条 (略)

附則

(施行期日)
第一条 (略)

(削る)

(平成二十年度から平成二十五年までの間における基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定の特例)

第二条 平成二十年度から平成二十五年までの間における基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定について、第十三条第二項及び第六項並びに第十四条第二項第二号ハの規定を適用する場合においては、これらの規定中「の規定」とあるのは、「並びに附則第十四条第二項の規定」とする。

2 平成二十年度から平成二十五年までの間における基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の算定について、第十七条の規定を適用する場合には、同条中「の規定による繰入金」とあるのは、「並びに附則第十四条第二項の規定による繰入金」とする。

(平成二十年度から平成二十五年までの間における財政安定化基金拠出率の特例)

第三条 平成二十年度から平成二十五年までの間における第十九条第一項の財政安定化基金拠出率は、同条第二項の規定にかかわらず、各都道府県の平成二十年度から平成二十五年までの間における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額から各都道府県の平成二十年度から平成二十五年までの間における基金事業借入金償還金の見込額の合計額を控除して得た額の三分の一に相当する額を、平成二十年度から平成二十五年までの間における各後期高齢者医療広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額の合計額で除して得た数等を勘案して、厚生労働大臣が定める率とする。

2 前項の厚生労働大臣が定める率は、この政令の施行前においても定めることができる。

(削る)

(削る)

(平成二十年度から平成二十四年度までの各年度における特別高額医療費共同事業拠出金の額の算定の特例)

第四条 平成二十年度の特別高額医療費共同事業拠出金の額は、第二十三条の規定にかかわらず、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度において交付する特別高額医療費共同事業交付金の額の合計額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額を基準として、指定法人が定める。

一 イに掲げる合計額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額とロに掲げる合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額

イ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この条において「老人保健法」という。）第十七条第二項第四号に規定する老人医療受給対象者をいう。以下この条において同じ。）であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の適用がされないものが平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（令附則第二条の規定による廃止前の老人保健法施行令（昭和五十七年政令第二百九十三号）第十四条第一項第二号に規定する特定給付対象療養（以下この条において「特定給付対象療養」という。）を除く。）につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法（

平成九年法律第百二十三号)の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

ロ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十五年十二月一日から平成十八年十一月三十日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額(当該療養(特定給付対象療養を除く。)につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

二 各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

2 | 平成二十一年度の特別高額医療費共同事業拠出金の額は、第二十三条の規定にかかわらず、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度において交付する特別高額医療費共同事業交付金の額の合計額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額を基準として、指定法人が定める。

一 イに掲げる合計額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額とロに掲げる合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額

イ (1)及び(2)に掲げる合計額の合計額

(1) 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されないものが平成十六年十二月一日から平成十八年十月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

(2) 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されないものが平成十八年十一月一日から平成十九年十一月三十日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

ロ (1)及び(2)に掲げる合計額の合計額

(1) 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十六年十二月一日から平成十八年十月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

(2) 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十八年十一月一日から平成十九年十一月三十日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定し

た額の合計額

二 各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

3

平成二十二年度の特別高額医療費共同事業拠出金の額は、第二十三条の規定にかかわらず、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度において交付する特別高額医療費共同事業交付金の額の合計額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額を基準として、指定法人が定める。

一 イに掲げる合計額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額とロに掲げる合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額に当該後期高齢者医療広域連合に係る平成二十年度の特別高額医療費共同事業交付金の額を加えた額

イ (1)及び(2)に掲げる合計額の合計額

(1) 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されないものが平成十七年十二月一日から平成十八年十月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

(2) 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されないものが平成十八年十一月一日から平成二十年三月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四条の規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

ロ

(1) 及び(2)に掲げる合計額の合計額

(1) 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十七年十二月一日から平成十八年十月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四条の規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百二十万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算

定した額の合計額

(2) 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十八年十一月一日から平成二十年三月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

4 各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

平成二十三年度の特別高額医療費共同事業拠出金の額は、第二十三条の規定にかかわらず、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度において交付する特別高額医療費共同事業交付金の額の合計額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額を基準として、指定法人が定める。

イに掲げる合計額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額とロに掲げる合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額に当該後期高齢者医療広域連合に係る平成二十年度及び平成二十一年度の特別高額医療費共同事業交付金の額を加えた額

イ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当

該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八條第一項第二号の規定が適用されないものが平成十八年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四條に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四條の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

ロ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八條第一項第二号の規定が適用されるものが平成十八年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四條に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四條の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

二 各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

5 平成二十四年度の特別高額医療費共同事業拠出金の額は、第二

十三条の規定にかかわらず、各後期高齢者医療広域連合につき、当該年度において交付する特別高額医療費共同事業交付金の額の合計額に、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た率を乗じて得た額を基準として、指定法人が定める。

一 イに掲げる合計額に十二分の一に後期高齢者負担率を加えた率を乗じて得た額とロに掲げる合計額に後期高齢者負担率を乗じて得た額との合計額に二分の一を乗じて得た額に当該後期高齢者医療広域連合に係る平成二十年度から平成二十二年度までの特別高額医療費共同事業交付金の額を加えた額

イ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されないものが平成十九年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額（当該療養（特定給付対象療養を除く。）につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額）が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額

ロ 当該後期高齢者医療広域連合を組織する市町村ごとに、当該市町村に係る老人医療受給対象者であつて老人保健法第二十八条第一項第二号の規定が適用されるものが平成十九年十二月一日から平成二十年三月三十一日までの間に受けた療養に係る費用として厚生労働省令で定めるところにより算定した額のうち、当該老人医療受給対象者が同一の月にそれぞれ

(削る)

- 一の病院等について受けた当該療養に係る費用の額(当該療養(特定給付対象療養を除く。)につき老人保健法第三十四条に規定する法令による給付又は老人保健法第三十四条の二に規定する介護保険法の規定による給付が行われたときは、その給付額を控除した額)が四百万円を超えるものの二百万円を超える部分の額の合計額に相当する額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合計額
- 二 各後期高齢者医療広域連合ごとに算定した前号に掲げる額を合計した額

- (平成二十五年度及び平成二十六年年度の各年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例)
- 第四条の二 平成二十五年度及び平成二十六年年度の被用者保険等保険者(国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)附則第十条第一項に規定する被用者保険等保険者(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会を除く。)をいう。以下同じ。)に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金額の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合(健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。以下同じ。)にあっては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額とする。
- 一 当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第二項の規定により算定される調整前確定後期高齢者支援金の額(以下この条において「調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」という。)に三分の二を乗じて得た額
 - 二 調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額
 - 三 特例退職被保険者等(国民健康保険法附則第二十一条第一項

(平成二十七年年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例)

第二条 平成二十七年年度の被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合(健康保険法附則第三条第一項に規定する特定健康保険組合をいう。以下同じ。))にあっては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額とする。

一・二 (略)

三 特例退職被保険者等(国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)附則第二十一条第一項に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。以下同じ。)に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に二分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十七年年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に法

に規定する特例退職被保険者及びその被扶養者をいう。以下同じ。)に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、当該各年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額(国民健康保険法附則第十二条第一項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。)に法附則第十四条の六第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の六第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

(平成二十七年年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例)

第四条の三 平成二十七年年度の被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額(特定健康保険組合にあっては、第一号から第三号までに掲げる額)の合計額とする。

一・二 (略)

三 特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に二分の一を乗じて得た額

2 前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十七年年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に法

附則第十四条の二第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の二第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

(平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例)

第三条 (略)

2 前項第一号の調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額は、法附則第十四条の三第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る法附則第十三条の四第一項第二号に規定する補正後加入者数(以下この項において「補正後加入者数」という。)の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数を乗じて得た額とする。

3 第一項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十八年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に法附則第十四条の三第三項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

4 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る第一項第一号の調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の三第四項に規定する率を乗じて得た額とする。

第四条 削除

附則第十四条の八第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の八第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

(平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例)

第四条の四 (略)

2 前項第一号の調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額は、法附則第十四条の十第二項に規定する被用者保険等保険者に係る補正前確定後期高齢者支援金総額を全ての被用者保険等保険者に係る法附則第十三条の七第一項第二号に規定する補正後加入者数(以下この項において「補正後加入者数」という。)の総数で除して得た額に、厚生労働省令で定めるところにより算定した当該被用者保険等保険者に係る補正後加入者数を乗じて得た額とする。

3 第一項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十八年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に法附則第十四条の十第三項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

4 第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る第一項第一号の調整前補正後確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の十第四項に規定する率を乗じて得た額とする。

(新設)

（法附則第二条に規定する政令で定める日）
 第五条（略）

（法附則第三条第二項に規定する政令で定める率）
 第六条（略）

（国の交付金）
 第七条（略）

（病床転換助成交付金）
 第八条（略）

（病床転換支援金等に関する法の規定の読替え）
 第九条 法附則第十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四十三条第三項	（削る）	法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
この章				
第四十五条				

（法附則第二条に規定する政令で定める日）
 第五条（略）

（法附則第三条第二項に規定する政令で定める率）
 第六条（略）

（国の交付金）
 第七条（略）

（病床転換助成交付金）
 第八条（略）

（病床転換支援金等に関する法の規定の読替え）
 第九条 法附則第十条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四十三条第三項	第四十三条第二項	法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
前項	前項			附則第十条において準用する前項
同項				附則第十条において準用する前項
				同条において準用する同項

(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)		(削る)	(削る)	

項 第四十五条第四	項 第四十五条第三	項 第四十五条第二	項 第四十五条第一	項 第四十四条第四		項 第四十四条第三	項 第四十四条第二	
前三項	前二項	前項	前条第一項	前項	次条	第一項	前項	この章
附則第十条において準用する前三項	附則第十条において準用する前二項	附則第十条において準用する前項	附則第十条において準用する前条第一項	附則第十条において準用する前項	同条において準用する次条	附則第十条において準用する第一項	附則第十条において準用する前項	同条において準用する第四十五条

第百六十条第一	第百五十九条	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

第百六十条第一	第百五十九条	第百三十四条第三項	第四十六条第三項	第四十六条第二項	同条第四項	前二項	同条第三項	第四十四条第一項	第一項	前項	この法律の規定による徴収金	この法律の規定による徴収金(附則第七條第一項に規定する病床転換支援金等及び附則第十条において準用する第四十五条に規定する延滞金に限る。)

<p>第百六十一条</p>	<p>第百六十条第二項</p>	<p>項</p>
<p>期間の</p>	<p>保険料その他この法律の規定による徴収金</p>	<p>（略）</p>
<p>期間（附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等及び第四十五条に規定する延滞金に係るものに限る。）の</p>	<p>この法律の規定による徴収金（附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等及び第四十五条に規定する延滞金に限る。）</p>	<p>（略）</p>
<p>る徴収金（附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等及び第四十五条に規定する延滞金に限る。）</p>		

<p>第百六十一条</p>	<p>第百六十条第二項</p>	<p>項</p>
<p>期間の</p>	<p>保険料その他この法律の規定による徴収金</p>	<p>権利及び後期高齢者医療給付を受ける権利</p>
<p>期間（附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等及び附則第十条において準用する第四十五条に規定する延滞金に係るものに限る。）の</p>	<p>この法律の規定による徴収金（附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等及び附則第十条において準用する第四十五条に規定する延滞金に限る。）</p>	<p>権利</p>
<p>る徴収金（附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等及び附則第十条において準用する第四十五条に規定する延滞金に限る。）</p>		

第六十八條第一項	次の各号のいずれか	附則第十条において準用する第一号
第六十八條第一項第一号	第三百二十四條第二項	附則第十条において準用する第三百二十四條第二項
同項	同項	附則第十条において準用する同項

(保険者の合併等の場合における病床転換支援金等の額の算定の特例)

第十条 第二条第一項(同項第二号イ及び第三号イを除く。)の規定は、法附則第十条において準用する法第四十一条の規定による成立保険者等に係る病床転換支援金等の額の算定の特例について準用する。この場合において、第二条第一項中「前期高齢者交付金及び法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)」とあるのは「法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等(第一号において「病床転換支援金等」という。)」と、同項第一号中「前期高齢者交付金に係る債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務」とあるのは「病床転換支援金等に係る債務」と、同項第二号及び第三号中「次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロに」とあるのは「ロに」と読み替えるものとする。

(病床転換支援金等及び延滞金の徴収の請求)

第六十八條第一項	次の各号のいずれか	附則第十条において準用する第一号
同項	第三百二十四條第二項	附則第十条において準用する第三百二十四條第二項
同項	同項	附則第十条において準用する同項

(保険者の合併等の場合における病床転換支援金等の額の算定の特例)

第十条 第二条第一項(同項第二号イ及び第三号イを除く。)の規定は、法附則第十条において準用する法第四十一条の規定による成立保険者等に係る病床転換支援金等の額の算定の特例について準用する。この場合において、第二条第一項中「前期高齢者交付金及び法第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等(以下「前期高齢者納付金等」という。)」とあるのは「法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)」と、同項第一号中「前期高齢者納付金に係る債権の額又は前期高齢者納付金等に係る債務」とあるのは「病床転換支援金等に係る債務」と、「次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、それぞれイ及びロ」とあるのは「法附則第十条において準用するロ」と読み替えるものとする。

(病床転換支援金等及び延滞金の徴収の請求)

第十一条 (略)

(病床転換助成事業に係る支払基金の業務に関する法の規定の読替え)

第十二条 法附則第十一条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

(略)	第三百三十九条第三項		(略)	(略)	法の規定中読み替える規定
(略)	(略)	前二項	(略)	(略)	読み替えられる字句
(略)	(略)	附則第十一条第一項及び前項	(略)	(略)	読み替える字句

第十一条 (略)

(病床転換助成事業に係る支払基金の業務に関する法の規定の読替え)

第十二条 法附則第十一条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四十一条第一項	第三百三十九条第三項		第三百三十九条第二項		法の規定中読み替える規定
高齢者医療制度関係業務	高齢者医療制度関係業務	前二項	事業	前項	読み替えられる字句
病床転換助成事業関係業務	病床転換助成事業関係業務	附則第十一条第一項及び同条第二項において準用する前項	事業(附則第二条に規定する病床転換助成事業に密接に関連するものに限る。)	前項及び附則第十一条第一項	読み替える字句

(略)	(略)	(略)	(略)	(削る)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第百四十四條及び第百四十五條第一項	第百四十三條	第百四十二條	第百四十一條第二項	前項
高齢者医療制度関係業務	高齢者医療制度関係業務	加入者数、特定健康診査等の実施状況その他の厚生労働省令で定める事項	病床転換助成事業関係業務に係る事項として厚生労働省令で定める事項	前項
病床転換助成事業関係業務	病床転換助成事業関係業務	第百三十九條第一項第一号に規定する保険者から前期高齢者納付金等を徴収する業務及び同項第二号に規定する保険者から後期高齢者支援金等を徴収する業務	附則第十一条第一項に規定する保険者から病床転換支援金等を徴収する業務	附則第十一条第二項において準用する前項
その他	その他			

(削る)	第百四十六条第一項及び第二項	(削る)	(削る)
	高齢者医療制度関係業務		
	病床転換助成事業関係業務		

第百四十六条第二項	第百四十六条第一項	第百四十五条第三項	第百四十五条第二項
前項 業務 高齢者医療制度関係	次項 第百三十九条第二項 業務 高齢者医療制度関係	前項 第一項	前項
附則第十一条第二項において準用する前項 業務 病床転換助成事業関係	附則第十一条第二項において準用する第百三十九条第二項 附則第十一条第二項において準用する次項	附則第十一条第二項において準用する第一項 同条第二項において準用する前項	附則第十一条第二項において準用する前項

(削る)	(削る)	(略)		第百四十六条第三項
		(略)	同条第二項	第百三十九条第一項第一号に規定する保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及び同項第二号に規定する後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務
		(略)	第百三十九条第二項	附則第十一条第一項に規定する都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務

第百四十七条第一項	第百四十七条第二項	第百四十七条第一項	同条第二項	第百四十六条第三項
前項	前項	高齢者医療制度関係業務	同条第二項	第一項
附則第十一条第二項	附則第十一条第二項において準用する前項	病床転換助成事業関係業務	同条第二項において準用する第百三十九条第二項	附則第十一条第二項において準用する第一項

	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)

	第十項 第四百四十七條第	第九項 第四百四十七條第	第八項 第四百四十七條第	第七項 第四百四十七條第	第四百四十七條第 五項及び第六項	第四百四十七條第 四項	第三項
第一項の	第一項、	前項	第一項	前項	第一項	前項ただし書	
同条第二項において	附則第十一条第二項 において準用する第 一項、	附則第十一条第二項 において準用する前 項	附則第十一条第二項 において準用する第 一項	附則第十一条第二項 において準用する前 項	附則第十一条第二項 において準用する第 一項	附則第十一条第二項 において準用する前 項ただし書	附則第十一条第二項 において準用する第 一項

				(略)		第百四十八条	
(略)				(略)		前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金	
(略)				(略)		病床転換助成交付金	
	第百五十一条			(削る)			
	この章						
	この章(第百三十九条第一項及び第百四十条を除く。)						

				第百四十九条		第百四十八条	
業務				高齢者医療制度関係業務		前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金	
業務				病床転換助成事業関係業務		病床転換助成交付金	
	第百五十一条			第百五十条			
	この章			第百四十七条第一項		前条	
	附則第十一条第二項において準用するこの章(第百三十九条第一項及び第百四十条を除く。)			附則第十一条第二項において準用する第百四十七条第一項		附則第十一条第二項において準用する前条	
	前条第一号			附則第十一条第二項において準用する前条第一号		前条	
	附則第十一条第二項において準用するこの章(第百三十九条第一項及び第百四十条を除く。)			附則第十一条第二項において準用する前条第一号		前条	
	病床転換助成事業関係業務			病床転換助成事業関係業務		病床転換助成交付金	
	準用する第一項の						

(略)	(略)	(削る)	(略)
(略)	(略)		(略) (略) (略)
(略)	(略)		(略) (略) (略)

第百五十二条第三項	第百五十二条第三項	第百五十二条第二項	第百五十二条第一項
第百五十三条	高年齢者医療制度関係業務	同条第四項	支払基金又は第百四十条の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)
第百一条第一項に規定する命令は、社会保険診療報酬支払基金法第十一条第二項	病床転換助成事業関係業務	第六十一条第四項	支払基金
病床転換助成事業関係業務	病床転換助成事業関係業務	附則第十一条第二項において準用する前項	できる。
病床転換助成事業関係業務	病床転換助成事業関係業務	できる。	病床転換助成事業関係業務

				(略)		
	第百六十八條第二項	第百六十八條第一項第二号	第百六十八條第一項	(略)	(略)	
	第百五十二條第一項	(略)	次の各号のいずれか	(略)	(略)	
	附則第十一條第二項 において準用する第百五十二條第一項	(略)	附則第十一條第二項 において準用する第百四十二條	(略)	(略)	

	第百六十八條第二項		第百六十八條第一項	第百五十四條		
同項	支払基金又は受託者 第百五十二條第一項	支払基金又は受託者	第百四十二條	処分	及び第三項の規定の適用については、同法第二十九条に規定する命令とみなし、高齢者医療制度関係業務	同法第三十二条第二項
	附則第十一條第二項 において準用する第百五十二條第一項	支払基金	附則第十一條第二項 において準用する第百四十二條	処分（病床転換助成事業関係業務に係るものに限る。）		社会保険診療報酬支払基金法第三十二条第二項

第七十条第一項第一号	同項	附則第十一条第二項において準用する第百五十二条第一項
第七十条第一項第一号	場合	場合（病床転換助成事業関係業務に係る認可又は承認を受けなければならない場合に限る。）
第七十条第一項第二号	第四百四十九条	附則第十一条第二項において準用する第百四十九条

（病床転換助成事業関係業務に関し支払基金が発行する債券に関する事項）

第十三条 第二十八条から第三十七条までの規定は、法附則第十一条第二項において準用する法第百四十七条第一項の規定により支払基金が発行する債券について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条（見出しを含む。） 及び第二十九条（見出しを含む）	基金高齢者医療制度 債券	基金病床転換助成事業 業債券
-----------------------------------	-----------------	-------------------

第七十条第一項		
第七十条第一項	場合	場合（病床転換助成事業関係業務に係る認可又は承認を受けなければならない場合に限る。）
	第四百四十九条	附則第十一条第二項において準用する第百四十九条

（病床転換助成事業関係業務に関し支払基金が発行する債券に関する事項）

第十三条 第二十八条から第三十七条までの規定は、法附則第十一条第二項において準用する法第百四十七条第一項の規定により支払基金が発行する債券について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこの政令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二十八条	第四百四十七条第一項	附則第十一条第二項において準用する法第百四十七条第一項
-------	------------	-----------------------------

第三十条第二項	(略)	(略)	(略)	第三十条の見出し)	基金高齢者医療制度	基金高齢者医療制度
						債券申込証	債券申込証
						基金高齢者医療制度	基金高齢者医療制度
						債券申込証	債券申込証
振替基金高齢者医療制度	振替基金高齢者医療制度	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業
当該基金高齢者医療制度	当該基金高齢者医療制度	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業
基金高齢者医療制度	基金高齢者医療制度	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業
債券申込証	債券申込証	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業

第三十条第二項	第三十条第一項	第二十九条))	基金高齢者医療制度	基金高齢者医療制度
					債券	債券
					基金高齢者医療制度	基金高齢者医療制度
					債券	債券
振替基金高齢者医療制度	振替基金高齢者医療制度	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業
当該基金高齢者医療制度	当該基金高齢者医療制度	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業
基金高齢者医療制度	基金高齢者医療制度	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業
債券	債券	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業
前項	前項	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業
当該基金高齢者医療制度	当該基金高齢者医療制度	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業
債券	債券	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業
同条第二項	同条第二項	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業
同条において準用する次条第二項	同条において準用する次条第二項	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業	基金病床転換助成事業

(略)	第三十二条の見出し	第三十一条第二項	(削る)	第三十条第三項 第一号から第五号まで、第七号及び第十号、第三十一条の見出し並びに同条第一項	第三十条第三項 基金高齢者医療制度 債券申込証	第三十条第三項 基金高齢者医療制度 債券申込証
(略)	基金高齢者医療制度 債券	振替基金高齢者医療 制度債券			基金高齢者医療制度 債券	基金高齢者医療制度 債券申込証
(略)	基金病床転換助成事 業債券	振替基金病床転換助 成事業債券			基金病床転換助成事 業債券	基金病床転換助成事 業債券申込証

第三十二条	第三十一条第二項	第三十一条第一項	第三十一条第一項	第三十条第三項	第三十条第三項 基金高齢者医療制度 債券申込証	第三十条第三項 基金高齢者医療制度 債券申込証
基金高齢者医療制度	振替基金高齢者医療 制度債券	前項	基金高齢者医療制度 債券	前条	基金高齢者医療制度 債券の	基金高齢者医療制度 債券申込証
基金病床転換助成事	振替基金病床転換助 成事業債券	附則第十三条において 準用する前項	基金病床転換助成事 業債券	附則第十三条において 準用する前条	基金病床転換助成事 業債券の	基金病床転換助成事 業債券申込証

第三十五條第二項第一号及び第二号、第三十六條第一項並びに第三十七條の見出し	(削る)	(削る)	第三十七條第一項	基金高齢者医療制度 債券	基金高齢者医療制度 債券の発行の	基金高齢者医療制度 債券の募集の日	基金高齢者医療制度 債券
				基金病床転換助成事 業債券	基金病床転換助成事 業債券の発行の	基金病床転換助成事 業債券の募集の日	基金病床転換助成事 業債券
第三十七條第一項第一号、第三項			第四百四十七條第一項	基金高齢者医療制度 債券	基金高齢者医療制度 債券の発行の	基金高齢者医療制度 債券の募集の日	基金高齢者医療制度 債券
			附則第十一條第二項 において準用する法 第四百四十七條第一項	基金病床転換助成事 業債券	基金病床転換助成事 業債券の発行の	基金病床転換助成事 業債券の募集の日	基金病床転換助成事 業債券

第三十五條第二項	第三十六條第一項	第三十六條第二項	第三十七條第一項	基金高齢者医療制度 債券原簿	基金高齢者医療制度 債券の	基金高齢者医療制度 債券	基金高齢者医療制度 債券
基金高齢者医療制度 債券原簿	基金高齢者医療制度 債券	前項	第四百四十七條第一項	基金病床転換助成事 業債券	基金病床転換助成事 業債券	基金病床転換助成事 業債券	基金病床転換助成事 業債券
第三十條第三項第一号	第三十條第三項第一号	第三十條第三項第一号	第三十條第三項第一号	附則第十三條において 準用する第三十條 第三項第一号	附則第十三條において 準用する第三十條 第三項第一号	附則第十三條において 準用する第三十條 第三項第一号	附則第十三條において 準用する第三十條 第三項第一号
基金病床転換助成事 業債券原簿	基金病床転換助成事 業債券の	附則第十三條において 準用する第三十條 第三項第一号	附則第十三條において 準用する第三十條 第三項第一号	基金病床転換助成事 業債券	基金病床転換助成事 業債券	基金病床転換助成事 業債券	基金病床転換助成事 業債券

号及び第四号		
第三十七条第二項第一号	基金高齢者医療制度 債券申込証	基金病床転換助成事業 債券申込証
第三十七条第二項第二号及び第三号	基金高齢者医療制度 債券	基金病床転換助成事業 業債券

(病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規定の読替え)
 第十四条 附則第十二条の規定により読み替えられた法第百三十九条第三項に規定する病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

第三十七条第二項	前項	附則第十三条において準用する前項
基金高齢者医療制度 債券申込証	基金高齢者医療制度 債券申込証	基金病床転換助成事業 業債券申込証
基金高齢者医療制度 債券の	基金病床転換助成事業 業債券の	

(病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規定の読替え)
 第十四条 附則第十二条の規定により読み替えられた法第百三十九条第三項に規定する病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第百三十九条第二項	前項	前項及び附則第十一条第一項
事業	事業	事業(附則第二条に規定する病床転換助成事業に密接に関連するものを除く。)

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第百六十一条	第百五十九条及び第百六十条	第百五十四条	第百四十二条
期間の	徴収金	処分	事項
期間（附則第七条第	徴収金（附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等及び附則第十条において準用する第四十五条に規定する延滞金を除く。）	処分（病床転換助成事業関係業務に係るものを除く。）	事項（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第十二条において読み替えられた第三百三十九条第三項に規定する病床転換助成事業関係業務（以下「病床転換助成事業関係業務」という。）に係る事項として厚生労働省令で定める事項を除く。）

第七十条第一 項第一号	(略)	(略)
----------------	-----	-----

(削る)

(法附則第十三条の四第一項第二号ロ及びニに規定する政令で定める割合)
 第十五条 法附則第十三条の四第一項第二号ロに規定する政令で定める割合は、百分の一とする。
 2 法附則第十三条の四第一項第二号ニに規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

第七十条第一 項	場合	一項に規定する病床 転換支援金等及び附 則第十条において準 用する第四十五条に 規定する延滞金に係 るものを除く。)の 場合(病床転換助成 事業関係業務に係る 認可又は承認を受け なければならぬ場 合を除く。)
-------------	----	---

(法附則第十三条の六第一項第二号ロ及びニに規定する政令で定める割合)
 第十四条の二 法附則第十三条の六第一項第二号ロに規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

2 法附則第十三条の六第一項第二号ニに規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

(法附則第十三条の七第一項第二号ロ及びニに規定する政令で定める割合)
 第十四条の三 法附則第十三条の七第一項第二号ロに規定する政令で定める割合は、百分の一とする。
 2 法附則第十三条の七第一項第二号ニに規定する政令で定める割合は、百分の一とする。

(削る)

(法附則第十四条に規定する交付金の額)

第十六条 法附則第十四条の規定により都道府県が後期高齢者医療広域連合に対し交付する交付金の額は、当該年度の前年度の末日における財政安定化基金の残高及び当該年度において都道府県が法第十六条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額の合計額から、当該年度における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額から基金事業借入金償還金の見込額を控除して得た額を控除して得た額を限度とする。

(後期高齢者医療広域連合の特別会計への繰入れ等)

第十五条 法附則第十四条第二項の規定により毎年度後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れる額は、厚生労働省令で定めるところにより、令附則第十三条に規定する特定市町村区域内被保険者につき、当該後期高齢者医療広域連合が同条の適用がないものとして令第十八条に規定する基準に従い賦課を行うこととした場合に得られる当該年度の保険料の合計額から令附則第十三条の規定を適用して令第十八条及び附則第十三条に規定する基準に従い賦課を行う場合に得られる当該年度の保険料の合計額を控除した額（その額が現に当該年度分の法附則第十四条第二項に規定する減少することとなる保険料の総額を超えるときは、当該総額）とする。

2 法附則第十四条第三項又は第四項の規定による負担は、同条第二項の規定による繰入れが行われた年度において行うものとする。

(法附則第十四条の二に規定する交付金の額)

第十六条 法附則第十四条の二の規定により都道府県が後期高齢者医療広域連合に対し交付する交付金の額は、当該年度の前年度の末日における財政安定化基金の残高及び当該年度において都道府県が法第十六条第五項の規定により財政安定化基金に繰り入れる額の見込額の合計額から、当該年度における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額及び基金事業貸付金の見込額の合計額から基金事業借入金償還金の見込額を控除して得た額を控除して得た額を限度とする。

○ 健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）（抄）（第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>			
<p>附 則</p> <p>（老人保健拠出金等に関する健康保険法の規定の適用）</p> <p>第六条 （削る）</p>	<p>附 則</p> <p>（老人保健拠出金等に関する健康保険法の規定の適用）</p> <p>第六条 平成二十八年度において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二第三項、第五十一項、第五十五條第一項、第六十條第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第一項の規定、同法附則第五条の三の規定により読み替えられた、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五十三條第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五十四條第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第七十三條第一項及び第七十六條の規定並びに同法附則第五条の五の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="199 1182 438 2016"> <tr> <td data-bbox="331 1182 438 1361">第七條の二第三項</td> <td data-bbox="331 1361 438 1630">及び国民健康保険法</td> <td data-bbox="331 1630 438 2016">、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものと</td> </tr> </table>	第七條の二第三項	及び国民健康保険法	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものと
第七條の二第三項	及び国民健康保険法	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものと		

<p>第百五十四 条第二項</p>	<p>第百五十三 条第二項</p>	<p>第百五十一 条</p>	
<p>及び同法附則第七 条第一項に規定す る病床転換支援金</p>	<p>病床転換支援金（ 日雇特例被保険者 に係るものを除く 。）</p>	<p>第百七十三 条</p>	
<p>、同法附則第七 条第一項に規定 する病床転換支 援金及び老人保 健医療費拠出金</p>	<p>、同法附則第七 条第一項に規定 する病床転換支 援金及び老人保 健医療費拠出金</p>	<p>老人保健拠出金、第百七十 三条</p>	<p>された同法第七 条の規定による 改正前の老人保 健法（昭和五十 七年法律第八十 号。第百五十三 条第二項にお いて「平成二十 年四月改正前老 健法」という。） の規定による拠 出金（以下「老 人保健拠出金」と いう。）及び国民 健康保険法</p>

	同項	前項
第百五十五 条第一項	及び	、老人保健拠出金及び
第百六十条 第三項第二 号	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保 健拠出金
第百六十条 第十四項	及び病床転換支援 金等	、病床転換支援金等の額及 び老人保健拠出金
第百七十三 条第一項及 び第百七十 六条	及び病床転換支援 金等	、病床転換支援金等及び老 人保健拠出金
附則第二条 第一項	病床転換支援金等	病床転換支援金等、老人保 健拠出金
附則第五条 の五	及び第五条の三の 規定にかかわらず	及び第五条の三の規定並び に健康保険法施行令等の一 部を改正する政令（平成二 十年政令第百十六号。以下 この条において「改正令」 という。）附則第六条第一 項の規定にかかわらず

平成二十九年度において、健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二第三項、第五十一条、第五百五十五条第一項、第六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第一項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五百五十三条第二項及び第五百五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第七十三条第一項及び第七十六条の規定並びに同法附則第五条の二の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

<p>2 平成二十九年度において、健康保険法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第四条の三の規定により読み替えられた同法第七条の二第三項、第五十一条、第五百五十五条第一項、第六十条第三項第二号及び第十四項並びに附則第二条第一項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第五百五十三条第二項及び第五百五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第七十三条第一項及び第七十六条の規定並びに同法附則第五条の六の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>第百五十三条第一項、附則第五条の三の規定により読み替えて適用される</p>	<p>第百五十三条第一項、改正令附則第六条第一項の規定により読み替えて適用される附則第五条の三の規定により読み替えられた</p>
<p>附則第四条の四の規定により読み替えて適用される</p>	<p>改正令附則第六条第一項の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた</p>	

第七條の二 第三項	及び国民健康保険 法	、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十
--------------	---------------	--------------------------------------

<p>第五百五十三 条第二項</p>	<p>(略)</p>	
<p>)及び</p>	<p>(略)</p>	
<p>(及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金(次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。)並びに</p>	<p>(略)</p>	

<p>第五百五十三 条第二項</p>	<p>第五百五十一 条</p>	
<p>及び同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)</p>	<p>第七十三條</p>	
<p>、同法附則第七條第一項に規定する病床転換支援金(日雇特例被保険者に係るものを除く。)及び健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法の規定による医療費拠出金(次条第二項において「老人保健医療費拠出金」という。)</p>	<p>老人保健拠出金、第七十三條</p>	<p>八條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七條の規定による改正前の老人保健法(昭和五十七年法律第八十号。第五十三條第二項において「平成二十年四月改正前老健法」という。)の規定による拠出金(以下「老人保健拠出金」という。)及び国民健康保険法</p>

附則第五条の二	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	第一百五十四 条第二項	介護納付金	老人保健医療費拠出金並び に介護納付金
及び前条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
及び前条の規定並びに健康 保険法施行令等の一部を改 正する政令(平成二十年政 令第百十六号。以下この条	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附則第五条の六	附則第二 条第一項	第七十三 条第一項及 び第七十 六条	第六十 条第十四 項	第六十 条第三項 第二号	第五十五 条第一項	第一百五十四 条第二項	及び同法附則第七 条第一項に規定す る病床転換支援金	、同法附則第七條第一項に 規定する病床転換支援金及 び老人保健医療費拠出金
及び第五条の規定	病床転換支援金等	及び病床転換支援 金等	及び病床転換支援 金等	病床転換支援金等	及び	同項	前項	、老人保健拠出金及び
及び第五条の規定並びに健 康保険法施行令等の一部を 改正する政令(平成二十年 政令第百十六号。以下この	病床転換支援金等、老人保 健拠出金	、病床転換支援金等及び老 人保健拠出金	、病床転換支援金等の額及 び老人保健拠出金	病床転換支援金等、老人保 健拠出金	、老人保健拠出金及び	前項	前項	、老人保健拠出金及び

同条	附則第四条の四の規定により読み替えて適用される	
前条	改正令附則第六条の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた	において「改正令」という。 ）附則第六条

第十條 (削る)

同条	附則第四条の四の規定により読み替えて適用される	
附則第五条	改正令附則第六条第二項の規定により読み替えて適用される附則第四条の四の規定により読み替えられた	条において「改正令」という。 ）附則第六条第二項の規定

第十條 平成二十八年度において、国民健康保険法附則第二十一条の四第一項の規定により読み替えられた、同法附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の規定を適用する場合には、同条第三項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下この号において「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。次項第二号において同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年

平成二十九年度において、国民健康保険法附則第二十一条の四
第一項の規定により読み替えられた、同法附則第二十二条の規定
により読み替えられた同法附則第二十一条第三項の規定及び同法
附則第二十二条の規定により読み替えられた同法附則第二十一条
第四項の規定を適用する場合には、同条第三項第二号中「
及び」とあるのは「並びに」と、「病床転換支援金」とある
のは「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金（健康保険法等
の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下この号
において「平成十八年健保法等改正法」という。）附則第三十八
条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十
八年健保法等改正法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭
和五十七年法律第八十号。以下この号において「平成二十年四月
改正前老健法」という。）の規定による医療費拠出金をいう。次
項第二号において同じ。）に係る負担調整前老人保健医療費拠出
金相当額（健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十
年政令第十六号）附則第二条の規定により読み替えられた平成
十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおそ
の効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十
六条第三項に規定する負担調整前実績医療費拠出金相当額を同令

四月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医
療費拠出金相当額を同令附則第二条の規定により読み替えられた
平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりな
おその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第
五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同項の
規定により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。次項
第二号において同じ。）と、同条第四項第二号中「及び病床転
換支援金」とあるのは「、病床転換支援金及び老人保健医療費拠
出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

2 | 平成二十九年度において、国民健康保険法附則第二十一条の規
定により読み替えられた同法附則第二十一条第三項及び第四項の
規定を適用する場合には、同条第三項第二号中「及び病床
転換支援金」とあるのは「、病床転換支援金及び老人保健医療費
拠出金（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第
八十三号。以下この号において「平成十八年健保法等改正法」と
いう。）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有す
るものとされた平成十八年健保法等改正法第七条の規定による改
正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。以下この号にお
いて「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による医
療費拠出金をいう。次項第二号において同じ。）に係る負担調整
前老人保健医療費拠出金相当額（健康保険法施行令等の一部を改
正する政令（平成二十年政令第十六号）附則第二条の規定によ
り読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一
項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四
月改正前老健法第五十六条第三項に規定する負担調整前実績医療
費拠出金相当額を同令附則第二条の規定により読み替えられた平
成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなお
その効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五

附則第二条の規定により読み替えられた平成十八年健保法等改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十年四月改正前老健法第五十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同項の規定により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。次項第二号において同じ。）
 の合算額」と、同条第四項第二号中「及び」とあるのは「並びに」と、「病床転換支援金」とあるのは「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額の合計額」とする。

（老人保健拠出金等に関する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の適用）

第二十三条 平成二十九年度において、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第一条及び持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第八十号）附則第三条の二の規定により読み替えられた、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第五条（同令附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

項	第一条第一	(略)	(略)
---	-------	-----	-----

第十四条第一項に規定する実績医療費拠出金とみなして、同項の規定により算定した医療費拠出金の額に相当する額をいう。次項第二号において同じ。）
 「と、同条第四項第二号中「及び病床転換支援金」とあるのは、「病床転換支援金及び老人保健医療費拠出金に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とする。

（老人保健拠出金等に関する国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定の適用）

第二十三条 平成二十八年度において、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第一条及び同令附則第十六条の規定により読み替えられた、同令附則第十五条の規定により読み替えられた、同令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第五条の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

項	第一条第一	国民健康保険法	健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第十六号。以下「改正令」という。）附則第
---	-------	---------	---

(略)	(略)		
(略)	(略)		及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）
(略)	(略)	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第五条第一項第一号ロ(1)において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（次項第一号において「老人保健拠出金」という。）	

項 第五 条第 一	第 一 条第 二 項第 一 号		
法附則第二十二條	及び病床転換支援金等		及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）
改正令附則第七条の規定により読み替えられた、法附則第二十二條	、病床転換支援金等及び老人保健拠出金	七条の規定により読み替えられた、国民健康保険法	、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第七条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号。第五条第一項第一号ロ(1)において「平成二十年四月改正前老健法」という。）の規定による拠出金（次項第一号において「老人保健拠出金」という。）

項 第五 条第 八	項 第五 条第 三	(1) 第五 条第 一 項第 一 号ロ
(略)	法附則第二十二條	及び高齢者医療確 保法の規定による 病床転換支援金（第 八項において「 病床転換支援金」 という。）
(略)	改正令附則第七條の規定に より読み替えられた、法附 則第二十二條	、高齢者医療確保法の規定 による病床転換支援金（第 八項において「病床転換支 援金」という。）及び健康 保険法等の一部を改正する 法律附則第三十八條第一項 の規定によりなおその効力 を有するものとされた平成 二十年四月改正前老健法の 規定による医療費拠出金（ 第八項において「老人保健 医療費拠出金」という。）

項 第五 条第 七	項 第五 条第 三	第五 条第 一 項第 一 号ロ
金 及び 病床 転換 支援	金 及び 病床 転換 支援	金 及び 病床 転換 支援
、病床転換支援金及び老人 保健医療費拠出金	、病床転換支援金及び老人 保健医療費拠出金	、病床転換支援金及び老人 保健医療費拠出金
	法附則第二十二條	、高齢者医療確保法の規定 による病床転換支援金（以 下「病床転換支援金」とい う。）及び健康保険法等の 一部を改正する法律附則第 三十八條第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとされた平成二十年四月 改正前老健法の規定による 医療費拠出金（以下「老人 保健医療費拠出金」という 。）

○ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第百八十号）（抄）（第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行				
<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p style="text-align: center;">第三条（略）</p> <p style="text-align: center;">2（略）</p> <p>第三条の二 平成二十九年度において国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第五条第一項及び第五項（これらの規定を同令附則第十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、同令附則第十三条の規定により読み替えられた同令第五条第一項第一号ハの表中</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">百分の三十一</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">百分の三十</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">百分の二十八</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">百分の二十六</td> </tr> </table>	百分の三十一	百分の三十	百分の二十八	百分の二十六	<p style="text-align: center;">附則</p> <p style="text-align: center;">（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正に伴う経過措置）</p> <p style="text-align: center;">第三条（略）</p> <p style="text-align: center;">2（略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>
百分の三十一	百分の三十	百分の二十八	百分の二十六		
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%; text-align: center;">千分の三百二十</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">千分の三百十二</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">千分の三百四</td> <td style="width: 25%; text-align: center;">千分の二百九十六</td> </tr> </table>	千分の三百二十	千分の三百十二	千分の三百四	千分の二百九十六
千分の三百二十	千分の三百十二	千分の三百四	千分の二百九十六		

千分の百十五	千分の百四十七	千分の百五十	千分の百五十四	千分の百五十七	千分の百六十一
--------	---------	--------	---------	---------	---------

とあるのは

千分の百二十五	千分の百五十七	千分の百五十九	千分の百六十	千分の百六十一	千分の百六十三
---------	---------	---------	--------	---------	---------

と、

同条第五項第三号ニ(1)の表中

百分の十三	百分の十四	百分の十六	百分の十八	百分の二十	百分の二十二	百分の二十四
-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------

とあるのは

千分の二百四十四	千分の二百四十八	千分の二百五十六	千分の二百六十四	千分の二百七十二	千分の二百八十	千分の二百八十八
----------	----------	----------	----------	----------	---------	----------

と、

千分の百三十	千分の百三十三	千分の百三十七	千分の百四十	千分の百四十四	千分の百四十七	千分の百五十	千分の百五十四	千分の百五十七	千分の百六十一
--------	---------	---------	--------	---------	---------	--------	---------	---------	---------

同項第四号の表中

千分の二十七	千分の五十五	千分の八十四
--------	--------	--------

とあるのは

千分の百五十	千分の百五十二	千分の百五十三	千分の百五十四	千分の百五十六	千分の百五十七	千分の百五十九	千分の百六十	千分の百六十一	千分の百六十三
--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	---------

千分の三十	千分の六十一	千分の九十三
-------	--------	--------

とする。

第三条の三 平成三十一年度において国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、同条第一項第一号ハの表中

百分の三十二
百分の三十
百分の二十八
百分の二十六
百分の二十四
百分の二十二
百分の二十
百分の十八
百分の十六
百分の十四
百分の十三

とあるのは

千分の三百二十
千分の三百八
千分の二百九十六
千分の二百八十四
千分の二百七十二
千分の二百六十
千分の二百四十八
千分の二百三十六
千分の二百二十四
千分の二百十二
千分の二百六

と、

同条第五項第三号ニ(1)の表中

(新設)

千分の百五十一
千分の百五十四
千分の百五十七
千分の百六十一

同項第四号の表中

千分の百六十一
千分の百五十七
千分の百五十四
千分の百五十
千分の百四十七
千分の百十五
千分の八十四
千分の五十五
千分の二十七

とあるのは

千分の百五十六
千分の百五十八
千分の百六十
千分の百六十二

千分の百六十二
千分の百六十
千分の百五十八
千分の百五十六
千分の百五十四
千分の百二十一
千分の九十
千分の五十九
千分の二十九

と、

千分の百四十七	千分の百四十四	千分の百四十	千分の百三十七	千分の百三十三	千分の百三十
---------	---------	--------	---------	---------	--------

とあるのは

千分の百五十四	千分の百五十二	千分の百五十	千分の百四十八	千分の百四十六	千分の百四十四
---------	---------	--------	---------	---------	---------

とする。

第三条の四 平成三十一年度において国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、同条第一項第一号ハの表中

百分の三十二	百分の三十	百分の二十八	百分の二十六	百分の二十四
--------	-------	--------	--------	--------

千分の三百二十	千分の三百四	千分の二百八十八	千分の二百七十二	千分の二百五十六
---------	--------	----------	----------	----------

(新設)

同条第五項第三号ニ(1)の表中

百分の十三	百分の十四	百分の十六	百分の十八	百分の二十	百分の二十二
-------	-------	-------	-------	-------	--------

とあるのは

千分の二百四十八	千分の二百二十四	千分の二百八	千分の百九十二	千分の百七十六	千分の百六十八
----------	----------	--------	---------	---------	---------

と、

とあるのは

千分の百五十七	千分の百五十四	千分の百五十	千分の百四十七	千分の百十五	千分の八十四	千分の五十五
---------	---------	--------	---------	--------	--------	--------

と、

千分の百五十九	千分の百五十六	千分の百五十三	千分の百五十	千分の百十八	千分の八十七	千分の五十七
---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------

千分の二十七

同項第四号の表中

千分の百三十七	千分の百三十三	千分の百三十七	千分の百四十	千分の百四十四	千分の百四十七	千分の百五十	千分の百五十四	千分の百五十七
---------	---------	---------	--------	---------	---------	--------	---------	---------

とあるのは

千分の二十八

千分の百三十七	千分の百四十	千分の百四十二	千分の百四十五	千分の百四十八	千分の百五十	千分の百五十三	千分の百五十六	千分の百五十九
---------	--------	---------	---------	---------	--------	---------	---------	---------

とする。

○ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）（抄）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十九号から第百八十七号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十三 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十三条第三項、第九十五条第一項及び附則第五条の規定による交付金</p> <p>二十四～百八十七（略）</p>	<p>（補助金等とする給付金の指定）</p> <p>第二条 法第二条第一項第四号に規定する給付金で政令で定めるものは、次に掲げるもの（第四十九号から第百八十七号までにあつては、当該各号に掲げる予算の目又はこれに準ずるものの経費の支出によるもの）とする。</p> <p>一～二十二（略）</p> <p>二十三 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第九十五条第一項及び附則第五条の規定による交付金</p> <p>二十四～百八十七（略）</p>

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一 第一号法定受託事務（第一条関係） 備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる 政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。			
政 令	事 務	政 令	事 務
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	国民健康保険の 国庫負担金等の 算定に関する政 令（昭和三十四 年政令第四十一 号）	(略)	国民健康保険の 国庫負担金等の 算定に関する政 令（昭和三十四 年政令第四十一 号）
(略)	第三条第一項及び第二項（これらの規定を 第五条第十一項及び附則第三条第二項にお いて準用する場合を含む。）の規定により 都道府県が処理することとされている事務	(略)	第三条第一項及び第二項（これらの規定を 第五条第十項及び附則第三条第二項におい て準用する場合を含む。）の規定により都 道府県が処理することとされている事務